

委員長より御答弁申し上げましたように、関係七省庁が集まりまして、その七省庁の集まりを中心としたしましてこの推進をはかっている次第でございます。

○堀委員 さらに、いまお話を聞いておりますと、四十三年八月三十日の閣議決定で行なわれたということですが、具体的に行政管理局としてこれに取りかかったのはいつからでしょうか。政府委員でけっこうです。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

具体的にというお話でございますが、この電子計算機の導入の推進につきましては、これは数年前から事実上かかっております。特に、電子計算機を各省庁が導入いたします際に、大蔵省が予算の査定をするわけでございますが、その際、事実上私ども技術的にいろいろな意見も申し述べまして、これのできるだけ合理的な導入、また効率的な導入をはかるように努力をいたしております。また数年前から、各省庁の電子計算機の利用の実態につきましても、調査をいたしております。

○堀委員 私がいま聞きましたのは、四十三年八月三十日の閣議決定に基づいて電子計算機の利用の高度化をはかる、調整機能を發揮するために七省庁の関係者で会議を開くということになった、それは一体いつからその会議を始めたのかということですね、その閣議の決定を受けて。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

四十三年の十一月に第一回の会議を開いております。

○堀委員 その後今日まで、この会議を開いたことによる成果があったでしょうか。あったとすればその成果、なかったとすればなくてもけっこうですけれども。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

具体的に申し上げますと、たとえば昭和四十五年の予算の査定に際しまして、大蔵省から、各省庁の電子計算機導入に関するシステム化の調査研究費、これが各省庁から出ておりましたが、その中で二省庁以上にまたがるシステム化につきま

しては、これは一括して行政管理局にこの予算をつける。そういうことにいたします事実上のいろいろな打合せはこの七省庁会議でいたしております。これによりまして、数省庁で同じような調査研究を行なうという重複を避けまして、行管のほうでいろいろ御相談を申し上げて、一つの省庁にやっていただということも考えております。

また、ちよつと申しましたコードの標準化の問題につきましましては、これは現実の作業は、通産省の工業技術院におきます電子計算機の利用技術研究会、これは各省庁の集まりでございますが、そこに事実上いろいろやっていただいておりますが、七省庁会議におきましても、そこいろいろな緊密に連絡をとってございまして、また、これは主として統計の関係から発生いたしました問題でございますが、また同時にJIS規格の問題も関係いたします。都道府県、市町村の分類番号の統一の問題もございまして、実は現在まで、各省庁それぞれ都道府県、市町村の分類番号を別途に持つてございまして、これが十何通りあるわけでございまして、これはできるだけ行政上の資料に際して統一した番号にしたほうが便利であるということと、そういうことにつきましても研究いたしまして、これは統計審議会において統一コードをおつくりいただいたわけでございまして、七省庁会議にも御相談をいただいております。

○堀委員 そうすると、いま承っております範囲では、各省庁が導入しております電子計算機について、そのプログラムの開発については各省庁にまかせられて、あなたのほうで何らかの統括的な処理をしておるといふ事実はない、こう理解してよろしいでしょうか。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

従来の各省庁のプログラムにつきましては、これは各省庁がそれぞれ研究開発されておられまして、先ほど申しました共通的な業務、システム化に関するものは、これは私どもがするわけではご

ざいませませんが、お世話をいたしました、重複いたしませんように、またはかの省庁で使いやすいように調整をはかつて、今後の開発をはかつていくという立場であります。

○堀委員 そうすると、お世話をされるのはあなたのところですが、そういうシステム化についての具体的な作業をするのは、今度のこの予算のつきましました場合に、どこどここの省庁に属するシステム化について、それを一体この省庁が所管をして具体的にやる、こうなっておりますか。四十五年の予算についてちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

現在、各省庁が昭和四十五年の予算要求に出されたものを、その金額そのまま私どものほうに一括しておるわけではございませんで、私どもにつきましました金額は六千万円でございますが、その六千万円の範囲内で、計画を出されました各省庁の計画を調整してこれを実施するということがなっておりますので、まだいまの段階では、どの省庁にどの仕事をやっていただくかということばかりはきまつておりません。しかしながら、大体におきまして、たとえば会計事務のシステム化の問題でございまして、結局これは大蔵省にお願いするということになるかと思ひますが、現在これを調査、査定中でございます。

○堀委員 いまの政府委員の答弁を聞きまして

も、四十三年八月三十日に閣議決定が行なわれて、四十三年十一月に最初の会合が行なわれた。政府内部におけるこの問題の処理についても、まだとりわけて取り上げるだけの具体的な成果をまだ結んでいない。いま聞きますと、四十五年の予算査定でシステム化の問題が出たけれども、これはこれからの問題だ、こういうふうになつておるところを見ますと、長官にお伺いいたしますが、いまの電子計算機関係の諸問題については、政府内部においても、まだはっきりと具体的な日程といたしますか、その日程の上にもきちんとおるところまでまだいっていない。いまいろいろなさうい

作業をやつてこれからのせていくという程度の段階だと、こういうふうに理解をしたいと思います。長官、それでよろしいでしょうか。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

大体そのとおりでございます。

○堀委員 そこで、今後行政管理局としては、いまの部内における調整事務といひますか、その処置についての見通しですね。この部内における電子計算機の利用というものは相当に重要な問題に今後なると思ひますけれども、それについて行政管理局として何らかの見通しといひますか、考え方を持つて今後これを進めていくというふうな基本的な考え方があるのかないのか、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 特別の考えは持つておりません。

○堀委員 行政管理局、けっこうでございます。

次に、郵政省電気通信監理官、入っております御苦労さまでした。

今回、郵政省が電気通信法の一部改正をこの国会に提案するのだらうといわれておりましたけれども、いろいろな事情があつたんでありまして、提案が取りやめになりました。そこで、一体なぜ電気通信法の一部改正の提案が取りやめになったのか、郵政省としてのこれに対する答弁をいただきたいと思ひます。

○柏木政府委員 お答えいたします。

オンラインの情報処理システムは、いろいろな形でこれから発展しようとしておりますが、特にそのうちで公社の専用線を使いまして、ユーザーのほうでコンピュータ端末をそこに結合いたしまして、通信回線とコンピュータを直結する、こういう形態で利用する事業がこれからいろいろ出てくるかと思ひます。これはいまの公衆電気通信法の専用線の利用制度の問題になつてきておるわけでございまして、現在、一つの企業が自分でこういう専用線を公社と契約するということができないでございまして、二社以上の間でこれを

共同して契約するということにつきましても、かなりきつい制限がございます。非常に緊密業務であり、同一業務を行なうという条件に限って、その場合だけ公社が承認をするという公衆法になつておりますが、この辺をもう少し今後の利用の実態に合うようにしなければいかぬじやないかという問題が一つございます。

それからもう一つは、情報処理業者あるいは情報検索業者、そういうものも、これからはだんだんオンラインでユーザーとの専用線を使用するということも出てくるんじゃないか。その対策も考えなければならぬ。これも一応従来の共同専用という形でやりますと、そういう形は、いまの法律からは制限がきつ過ぎてなかなか実情に合わない点がございますので、こういう二つの面につきまして新しい制度を開きたいということで、昨年の十月に郵政審議会のほうで、郵政省当局といたしましての具体案をそろえて、これにつきましての御意見を諮問したわけでございます。その結果、大体郵政省の原案に賛成であるという答申をいただきましたので、この線に沿いました法律改正をしていくということで鋭意政府内部の意見調整をはかってきたわけでございまして、不幸にしまして、三月二十日の政府提案を提出する期限までにとりとう間に合わなかつたわけでございまして。そのために、残念ながら今国会には法案として御審議願うことができなかったということでござい

ます。

○堀委員 法制局人っておりますね。
大臣、せっかく御出席をいただいておりますけれども、ちよつと周辺の問題を少し明らかにしてから大臣にお伺いをいたしますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

この法律案は、情報処理振興事業協会等に関する法律案、こういうふうになつておりますが、大体法律に「等」と書いた場合の「等」というのは、どういう意味でしょうか。

○角田政府委員 お答えいたします。
御指摘のとおりでございますが、前のほうに書

いてありますことが非常に法律的に重要な内容をしており、そして「等」と書いてあるのが、それと比べますと、若干法律的に申しますと低いと申しますか、そういう感じをあらわしたつもりでござい

ます。

○堀委員 そうすると、確かにいまお話しのように、この名前は情報処理振興事業協会等に関する法律案、こうなつておりますところを見ると、この法律の主体は情報処理振興事業協会を設立するというか、それが主たる目的である、こういうふう

に判断してよろしいですね。

○角田政府委員 お答えいたします。
ただいま申し上げましたのは、実は法律的に一般的な御質問に対するお答えとして申し上げたわけでござい

ますが、実際にこの法律の名前をきめます場合には、私どもの考え方を、これから申し上げたいと思

ひます。

この法律は、ごらんになつていただくとおわかりになると思いますが、二つの部分から成り立っております。第一の部分は、いわゆる電子計算機の利用の高度化計画、その他プログラム調査簿あ

るいは情報処理技術者試験等に関する部分と、もう一つ情報振興協会の部分でござい

ます。これら政策的な立場という面から申しますと、前の部分とあとの部分というものが、どちらがより重要であるかという

ことは、これは人によつていろいろ価値判断があると思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、法律的という点から申しますと、情報処理振興協会のほうが確かに法律的な事項でござい

ます。そこで、この点は、私ども法制局の立場として、それからまた、政府全体の立場としてのいろいろな問題が実はあるわけでござ

います。考え方としては、二つの考え方があるわけであり

ます。

私どもとしては、法律的な事項というものを内容として法律に書き上げるといふことを中心に

ものを考えていく立場をどうしても重点に実は考

えるわけでござい

ます。しかしながら、現在の法律というものが、すべてそういういわゆる法律事項というものを中心として、それを内容として法律がつくられて

いるわけでないことは、御承知のとおりでござい

ます。たとえば基本法以下各種の法律の中には、法律事項ではないけれども、政府の施策あるいは

国家としての一定の態度とか、そういうものを示す、いわゆる法律事項でないけれども政策的にき

ちめて重要な事項というふうな事例を、法律の内容として取り入れて、そ

して形の上では国会の御審議を経て、それを国の政策として法律とい

う形で明らかにして、宣明していく、こういう考え方と二つあるわけであり

ます。現在のところ、私どもとしては法律的事項を中心として考

えていきたいというのが法制局の立場でござい

ますけれども、しかし国全体の方針といたしましては、それ以外に、

いわゆる法律事項でないけれども、十分法律の内容として取り上げていくとい

う態度がとられております。そういう両者の二つの要請がいろいろな場合に

調整に苦心する点もござい

ます。そこで、この法律の名前をきめます場合にもい

ろいろ考えたわけでござい

ます。一つの考え方として、第一の、前段の部分を一つの振興法とい

うような形で切り離してしま

う、第二の部分は情報処理振興協会法という形でやるという考

え方もあると思ひます。ただ、これはまた政府の全体の方針でござ

いますけれども、法律の件数というものをできるだけ少なくし

たい、こういう要請もござ

います。そういういまままで申し上げましたいろいろな諸事

情を総合勘案しまして、たまたま先例もござい

ますが、船員災害防止協会等に関する法律というものがござ

います。そういう前例もあることと思ひあ

わせまして、いまままで申し上げたいいろ

ろな諸事項を考へまして、結局、内容として

は、二つの部分をかき合せて、そして題名としては協

会等に関する法律、そういうふうな結論に到達した

ような次第でござい

ます。

○堀委員 あなたが最初に一般論で述べられて

私は、一般論で述べたことが、もし特定の案件に

ついてそれと異なるということを言われる場合に

は、それが異なるというだけの積極的な理由がな

ければいかぬと思うのです。「等」ということに

関しての一般論というのは、そんなに実はないと

私は思ふのです。法律をすつとひっくり返してみ

ましたけれども、等のついているのは法律の中に

はごくわずかしかりません。ですから、そうい

う意味では、いまのお話を聞いてみると、確かに

政策問題ですから、法制局の問題でない時点もあ

りますけれども、しかし私はやはり、このいまの

一般論における「等」という取り扱い、特にこれ

が法律の題名になつてゐるわけですから、情報処

理振興事業協会のほう

が当然の場合には主

であつて、あと「等」のほう

が従であるというこ

とで、ないのなら、あなた

のいま言われたように、情

報処理振興事業協会及び情報処理振興に関する法

律案と、こう書かれてお

るのなら、同じように並

列して書かれておるの

なら、話はまた別です。

「等」と書かれた以上は、

これは主たるものに従

たるものという関係は、

いかにあなたがこ

こで説明をしようと、こ

こに書かれた表題から

見たところでは、こ

れは私も当然だと思

うのですが、法制

局としても法律的に

は政策的なことをあ

なたに聞く意思はあ

りませんから、法

律的には、これが従であるとい

うことを、私は確

認をしておきた

いと思ひます。

○角田政府委員 法律的には御指摘のとおりで

ござい

ます。最初の御質問に対して申し上げた一般

原則に従つて申し上げれば、まさにそのとおりで

ござい

ます。

○堀委員 それから、いま御答弁の中に、政策的

にきめて重要な事項を法律という形で明らかに

していく場合というものがもう一つあるのだ、法

律的な事項を内容とする場合以外にあるのだ、そ

れは基本法以下いろいろの問題があり

ます、こ

ういうふうにお答えになつたわけ

ですね。これも政

策的にきめて重要な事項と確

認をしてよろしい

ですね。

<

○角田政府委員 政策自体の判断はひろく各省がいたしますが、私どもはこの場合には、通産省の説明を聞いた上で、これは政策的に重要なものであるという判断、つまり法律を通じて国会の御判断を仰ぐべき事柄であるというふうな結論に達したわけでございます。

○堀委員 法制局関係の問題を先に少しやっておきたいと思うのですが、この法律の第二章のところに「電子計算機利用高度化計画」というものが書かれています。行政管理局は、昭和四十三年八月三十日の閣議決定で、やはり電子計算機利用の高度化をはかるというのを目的とし、さらに行政管理局としては、その第二次計画で、電子計算機利用の高度化をはかるということをここで明らかにしておるわけですね。電子計算機利用の高度化をはかるというところは、これはここで法律用語として書いてあるけれども、これは一般的な用語であって、何ら特定のものをあらわす特定用語だとは考えられないわけですね。閣議ですでにそれを一般的に使い、行政管理局が一般的に使っている限りは、「電子計算機利用高度化計画」ということは、一般的表現手段であって特定の概念ではないと私は法的に解釈をしますが、法制局はどうでしょう。

○角田政府委員 お答えいたします。確かに電子計算機を利用する高度化計画といえは一般的な用語だと思えます。そこで、それを少しでも法的に明らかにするために、第三条に書いてございまして、次に掲げる電子計算機及びプログラムについての計画ということで、三条の一項の一号、二号あるいは三条の二項、そういうものを通じて逆に「電子計算機利用高度化計画」の内容を浮き彫りにした、こういうふうな法律上の仕組みをとったつもりでございます。

○堀委員 私が言っているのは、書いてあることはそうなんです、電子計算機利用高度化計画というものがもしこれだけに限られるということになったら、これは重大でしょう。閣議が先に出している行政管理局もすでに利用高度

化計画というものをを出してあるでしょう。それを出してあるものを、通産省がこの法律に書くことによつて、これは通産省がここに書いた特定のものですよということになっていいのかわかるといふ問題が私にはあると思うのです。だから、その点について、これは特定の用語を書かないのではないかと。もしそういう特定の用語を書かなければ、表現を変えなかつたら、これはきわめて誤解を招くことになるのではないかと。政府の文章の中に「電子計算機利用高度化計画」という字が出たら、それは全部それだけの内容になるかどうかという点については、私は問題があると思うのです。どうですか、法制局。

○角田政府委員 お答えいたします。確かに、主語とあとからの説明とが、若干順番が違ふのではないかと御趣旨の御質問のようになっています。おっしゃるような意味で実は書いてあるつもりでございますけれども、「電子計算機利用高度化計画」ということを先に出し過ぎたために、結局そういう御質問が出たのだと思えます。

私どもの気持ちとしては、実は第三条でいう「電子計算機利用高度化計画」というのは、広く一般に、御指摘のようなおおよそ電子計算機に関する利用の高度化計画というものをさすつもりではございまして、一項のあとのほうの部分なり、あるいは二項の部分、そういうものを実はあとから書いたというところに、確かに御指摘のようには、表現上若干誤解を招く点があったように思えます。しかし、気持ちとしては、書き方としては、まず名前を先に書いてしまつたという点がある、確かに御指摘のような点があったと思えます。

○堀委員 誤解を招くおそれのある法律を政府が出して行くというのは、問題があるんじゃないですか。少なくとも、電子計算機利用高度化計画は次に掲げるこれこれ、通産大臣が定めるものとするとあれば、今後政府が使う用語は、この法律で規定した以上は、これ以外のものを使って電子計算機利用高度化計画を出したら法律に違反するということに、結果としてなると私は思うのです。大臣、いかがでございましょうか。

○宮澤國務大臣 おっしゃつていらつしやることは、私もわかつて伺つておりましたが、結局ここで言いたいことは、通産大臣はこれこれのことで定めてこういうことをするのだ、この法律の目的では電子計算機利用高度化計画と呼びます、こういうことを言いたいのだと思えます。そういうふうなまた解釈していただきたいと思います。

○堀委員 法制局もいま言つておられますし、大臣もおっしゃる通りに、私、気持ちにはわかるのです。気持ちにはわかるが、法律の文法は、法律が成立すれば自動的に動いてくることですから、これは私、重要な問題点だと思つてます。まずこの問題については、正確な法律用語、法律の体系になつていないというふうに私は認識をいたします。あとでまたゆっくりやりましますけれども……

それから、もう一つ法制局に伺いたいのは、これは通産省の法律に限つて伺つてもけっこうですけれども、第六条に、「通産大臣は、情報処理に関する業務を行なう者の技術の向上に資するため、情報処理技術者試験を行なう」とあります。これはやはり通産大臣が試験を行なうのでありますから、一種の国家試験でありますね。いまの通産省の法律の中で規定されてある国家試験については、いろいろ、何らか特定の業務範囲についての権限というか、範囲を認めるとか、あるいはそれについての能力を規定するとか、試験といふものを行なう以上、何らかのものがそこを相対的に定められる。ところがこれは、私は国家試験というふうな考え方としておかしいと思つておるのですが、通産省の所管法律の中に、表現はよくないけれども、そういう何らかの対応のものが——ただ試験をしてそれでよいといふことなら試験なんて要らないのですから、試験を通つた、通らないといふことの判定の結果、何らかのものが生ずるという規定のない法律がある

かどうか。ちよつと法制局からお答えをいただきたい。

○角田政府委員 たいへん申しわけありませんが、確かに実例があるかどうか、後ほど調べましてからお答えしたいと思います。

○堀委員 私の質問の時間にも限りがありますが、できるだけ早く調べていただきたいと思います。私の調べた範囲ではないと思いますが、まあお調べください。早急に確認をしておきたいと思つてます。

そこで、法制局に伺いたのですが、一般論として、国が試験をするというのは、一体何を目的としてそういう国家的に試験をするんですか。

○角田政府委員 第六条で情報処理技術者試験という制度を設けてありますが、この試験の直接の目的としては、結局、ある一定の知識なり技能をこの試験に合格した者が持つておるといふことをいふば国家がオーソライズするといふ、そういう目的を持つておると思つてます。

○堀委員 いま、あなたはことばの上で、この試験によつて合格した者はそういう能力を持つていふといふことを国家がオーソライズすると言つたが、オーソライズするならば、オーソライズするたに何かを与えなければいけないのではないかと思つてます。いま医師が国家試験を受けて免許証を受け取つていますね。なぜ免許証といふものが与えられているんですか。

○角田政府委員 一般に国家が試験制度を行なうという場合は、確かにそれに一定の法律的效果を与える。御指摘のように、医師は免許証を与えられている医師でなければ医療を行なえないというのが普通の形でございます。しかし、この六条をめぐりまして、実はいま先生が御指摘になつておられるような問題点の意識というものは、私どもも審査の際に十分持つておりました。そういう、あとで一定の法律的效果を持つた試験だけを国としてやるというのには、いわば公権力といひますか、そういう公的な効果を付与した試験だけをやるというのが国家の仕事であるというふうなだけ考えな

くてもいいのではないか。国家はもう少し、情報処理技術者というものが日本の社会において不足している現状において、これだけ情報処理技術に關して一定の技能なり資格を持つてゐる者がおられますよということ、一般の社会の需要に応じておられますよということを証明してやるだけでも、一つの国家のサービスといえますか、行政事務としてやつても悪くはないのではないか、こういう考え方でございませう。そこで、私が先ほどオーソライズという非常に自然としたことばを使ひましたのは、一定の公的効果というものを持たなくとも、国家が社会的需要に対して、それにこたへるために、これだけの処理の知識なり技能を持つてゐる人間がおりますよということをたまたま証明してやる、こういうサービスをやつてもいいのではないか、こういう気持ちでございませう。

○堀委員 そうすると、あなたが言われることは、この際は一定の公的効果を持つていないのだと確認していいのですか。

○角田政府委員 そのとおりでございます。

○堀委員 国が試験をしてまで、情報処理の技能者がこれだけいますよということを知らせるサービス機關の必要はないと思ひます。やはり現在、国が試験をする以上は、一定の公的効果を持つてゐるものと考へるわけですね。だから私は、そういう公的効果を持たないような試験を国がしてゐることは、おそらく各省庁を通じて例がないと思ひますが、特に、広いのを全部調べるのはたいへんだから、通産省だけについてだけ調べてもらいたいと言つてゐるわけですね。ですから、この問題についても、私は非常に不確定な問題になつてゐるのではないかと思ひます。

たプログラム調査簿を作成し、これを利用しようとする者の閲覧に供しなければならぬ。」とありますが、一体、円滑な流通をはかる必要があると認められるプログラムというものはどこにどういう形であるかということ、全部通産大臣というのには知る権利があるのですか。これは民間の一種の著作権みたいなものですから、たとえばソフトウェアの開発をしようとして、確かにそれは流通をはかる必要があるものもあるでしょうけれども、あるかないかを判断する——そういうソフトウェアが出てきたものは、全部通産大臣がその内容について承知しなければならぬという規定なしにこの問題が置かれたのでは、通産大臣が知つてゐる範囲だけで、ごくわずかな範囲についてだけ、自分が恣意的に円滑な流通をはかる必要があると認めて、それをまた小さな部分の調査簿をつくつてそれを閲覧してみたとすると、私は問題があると思ひます。

そこで、これは法律上の問題として聞くのですが、この法律の中には、その円滑な流通をはかる必要があるかないかは別として、そういうプログラム、「主として」一の事業の分野における情報処理に用いられるものを除く。」とありますが、それを除いたとしても、一体、そういうものを通産大臣は全部知ることができるといふ何らかの保証が、この法律の中にあります。

○角田政府委員 そういう意味においては法律上の保証はございません。

○堀委員 要するにここに書かれてゐるのは、あの情報処理振興事業協会の関与をしてきたというプログラムは、おそらく情報処理振興事業協会の監督する通産省は承認をするのでしょ

う。これに關するもの以外のところにあるものについては、一体どうやつてそういうプログラムがあるかということを、法律上の権限も何もない者が知ることができるのか。これはひとつ通産省のほうで答えてください。

○赤澤政府委員 第五条の「プログラム調査簿」、こういう規定を置きました趣旨は、現在プ

ログラムと申しますものは、大部分がハードウェアと一体的と申しますか、込みになつて売買されているといひますか、そういう形になつておりましたものと、それからソフトウェアの事業者がつくつておりますソフトウェア、こういったものがあるわけでございます。そこで、各企業なり事業所なり、そういうものが、みづからの必要でプログラムをつくつてもらつたり、あるいはみづから委託をしてつくつたり、こういったものが相当程度あるはずでございます。もちろんこういったものは、どういつたプログラムがどの程度存在をしてゐるかということ、私も存じておりません。それぞれの使用目的において、特殊なプログラムもあれば、ある程度当該企業のためのためにつくつたものではあるけれども、あるいは場合に

よつては汎用的なものもあるのではあるまいか。またそういうものがあると思つておられます。そういったことからいひますと、このプログラムといふものが、ある場面においては、自己の企業だけで使われなくて、つまり自分の企業の営業の秘密に属する等々に関係のないプログラムも相当あつて、それに対する投資の回収という意味合いから、ある程度これを流通させるという必要性を感じてゐるものが世間には相当あるであらう。またあるはずでございます。そういう声も聞いておられますので、そこで私もとしては、こういう調査簿を置きますと、各企業なりプログラムを持つてゐる方々からの申し出によつて、一定の書式に基づいた調査簿に記載してもらひ、それをもし必要があれば、閲覧をしたいという方があれば、それに随時閲覧をさせて流通の円滑化をはかつていきたい、こういう趣旨でございます。したがつて、まず初めに全部知つておつて、必要があるかどうかを判断し、そしてそれによつて悉皆的に全部知つてゐるうちの一部を調査簿に記載する、こういうような趣旨ではいま考へてゐるわけではございません。

○堀委員 法制局に伺ひますけれども、いま政府委員の答弁があつた範囲のことを法律で規定をし

なければならぬ積極的な理由を伺ひたいので

○角田政府委員 これは、先ほどの御質問に對してお答えいたしましたことにまた帰着するんじやないかと思ひますが、結局、法律的にはそういうことは書かなければならぬということはないと思ひます。ただ、現在の行政の需要に応じて、いま御説明申し上げましたような事実を前提としたとして、そういうプログラム調査簿という制度がここで設けられてゐるということを国家の方針として宣明をする、そこに法律の意味があるといひか言えないと思ひます。

○堀委員 そうすると、実は私は、これは法律の範囲ではなくて行政の範囲だと思ひます。そういう調査簿を通産当局が設けることは、行政上あたりまえのことなんですよ。法律に書いて宣明をしなればわかんないような、いま、そういう情報時代の時代じゃないですよ。通産省は、そういう調査簿があれば、情報処理に關してはこういう調査簿がありますよといつてそれを周知徹底する方法は、何も法律による必要はない。さつきあなたが言つた、政策的にきつめて重要な事項にこんなことが該当しますか。法制局。

○角田政府委員 私どもは、これは、一応政策判断については通産省がいたしまして、その説明を聞いた上で、これはやはり現在の情報化社会の要請にこたへるために、プログラム調査簿という制度を通産省において設けておるといふことを、国家の態度として宣明することが政策的に重要なことであるという判断に達したわけでございます。

○堀委員 ちょっと法制局にお伺ひをしたいのですけれども、要するに法制局としては、法律との關係で問題を考へてもらはないと困るのであつて、通産省が重要だといつたら、それは法律的に——あなたはさつき、政策的にきつめて重要な事項は法律という形で明らかにしていく。私も、きつめて重要な事項なら、実はこんなことを言わ

いのですよ。しかし私が判断して、こんなことは

五

きわめて重要な事項だと考えられない。さつき私が前段で言ったのは、全部のプログラムを通産省として承知しておるというだけの権限があつて、その全部のプログラムを承知しておる中から、流通に必要なものはこれだけありますということを通産省が承知して国民の前に明らかにすること、これはきわめて重要ですから、私、このことについて反対しないのです。そうじゃないのです。プログラムがどういふものがあるかについては、何ら通産大臣は知らないわけですよ。たまたまわかつたものを調査簿に載せるくらいのこと、それがきわめて重要な政策的事項で法律に書かなければならぬとは私は考えられない。法制局、一体どうですか。私が前段で聞いたのは、必要のないことを聞いておるわけじゃないのです。やはり法律には法律の体系として、ある程度何らかの担保されるものがあるものでなければ、法律の体系にならぬ。どうですか、法制局。○宮澤國務大臣 それはむしろ私のほうからお答えをさせていただきます。と思います。

この法律案の、つまり畑委員が厳密な意味での立法事項でないではないかと言われる部分——いんな部分からなつておりますけれども、いま問題になつております条文は、私どもが、プログラムというものをこれから価値ある財産——その内容はまたいろいろ御議論があると思ひますけれども、そういう財産として認め、それを流通させることが望ましいというこの政策判断を含んでおるわけでございます。つまり、先ほど政府委員から申し上げましたように、あるところであるプログラムを金をかけてつくつた、自分のところでそれを使つた、しかもそれは別に営業の秘密に関係あるものではない。ですから、これをほかに使いたい人があれば、同じ手数をかけ、同じ金をかけなくても、これを流通市場に出すことが、国民経済の上からいっても、プログラムというものの普及から考えても望ましいという政策判断が私どもにございます。したがつて、そういうプログラムについては、申し出があれば、通産省がこれを帳簿に載せて、そして公の閲覧に供する、それによつてプログラムが財産として流通の過程に入るというこれは政策的に望ましい、こう考えましたので、この一章を設けました。それだけに限する限り、通産省が何れも法律を用いなくてもできるではないかと言われれば、私はそのとおりだと思ひます。しかしながら、こういう規定を置くことによつて、プログラムというものの財産価値を認め、そしてそれを流通させるということが政策判断として望ましい、こう考えましたので、ここにそういう一条を設けたわけでございます。その他の条文についても、私はおのおのそれなりの意味がある、厳密な意味での権利義務を設定いたしませんでも、意味があると思ひましたので、全体としてこの章を設けたわけでございます。

○堀委員 いま大臣おっしゃいますように、プログラムの財産的価値を認めるのなら、それはこういう法律の書き方ではないのじやないかと思うのです。おそらく、プログラムにおける財産的価値というものは、今後の情報問題の中で非常に重要な問題になつてくると思ひます。それ一つをもつて法律の体系が必要になることになるのじやないでしょうか。あるいは著作権に類するだけの各種の規定と、それについてのプライバシーの問題等に関する保護とかいろいろあるものが、このプログラムの財産価値というものを規定するためには必要なのであるが、ここに規定されたのは、そうではなくて、「円滑な流通を図る」ということが、必要なプログラムをそこに載せて流通をはかるというところが主体であるならば、その流通をはかるという問題だけについてならば、行政的な処理の範囲で十分ではないか、こういう判断をいましておるわけでございます。

その次に、もう一つ、第四条。ちよつと逆になつてきましたけれども、「政府は、前条第一項第一号に掲げる電子計算機の設置及び同項第二号に掲げるプログラムの開発の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。」とあるのであります。これも訓示規定で

すから、これがなくても電算機のいろいろな問題について政府が当然やらなければならぬ問題なのではないのか。これをここに書かなかつたら一体そういうことはできないのかという、ちよつと疑問があるわけですね。

そこで、ちよつとお伺ひしたいのですが、四十年八月三十日の電子計算機利用の高度化をはかるといふ閣議決定をひとつどこかで読み上げてください。これはここで記録に残しておきたいのです。

○赤澤政府委員 行政管理局の関係者がおられますので、私がかかりまして読み上げさせていただきます。

政府における電子計算機利用の今後の方策について

四十三年八月三十日 閣議決定
行政機関における電子計算機の利用に関しては、機械化による事務の合理化を進めるため、昭和四十年五月七日閣議決定「行政事務運営の改善について」等により、これを積極的に行なつてきたところであるが、近時における電子計算機に関する技術革新の進展が著しく、また、行政における電子計算機の活用が一層要請されていく状況にかんがみ、今後さらに導入の促進と利用の高度化を図るための方策を講ずる必要が認められる。

このため、政府としては、次の措置をとるものとする。

- 一、電子計算機の利用に関し、新規適用業務の拡大、利用技術の開発、各種標準化等について調査研究を充実すること。
- 二、電子計算機の利用上のあい路となつてゐる諸問題を解決するための措置を積極的に行うとともに、各省庁に対する助言指導の体制を整備すること。
- 三、各省庁における電子計算機要員の養成を推進するとともに、基幹要員の研修を統一的に行なうこと。
- 四、大型電子計算機機器の開発に伴い、各省庁に

よる共同利用の推進および行政施策の遂行に必要な情報の総合的利用を図るための調査研究体制を整備すること。

上記の措置を推進するために、行政管理局は通商産業省および関係省庁の技術的協力を得つつその総合調整を行ない、必要に応じて関係省庁間の連絡会議を開催するものとする。

以上でございます。

○堀委員 政府が、政府の内部に対してすらも、これだけのことをやるうときめておるわけでありますから、このことは、政府だけがやつたらいいのだということになつていまいと私は思ふのです。隘路を開いていくということは、当面、電子計算機の情報関係の重要な課題でありますから、そのためには、その隘路の一つが「プログラムの開発の促進に必要な資金の確保」であるし、あるいは「又その融通のあつせん」ということがこの問題の隘路の重要な部分だと理解しておりますから、隘路を開くようにということを閣議できめたということは、私は書いてはいかぬとは言いません。書いてあることはちつともかまいませんけれども、書かなくては当然やるべきことではないかと思ひますが、大臣、どうでしょう。

○宮澤國務大臣 これも先ほど同じような議論になると思ひます。つまり、こういうことを書くことによつて、政府がそのような政策を行なう用意があるということをあえて示したわけであります。書かなければこういうことができないかということになるれば、むしろ書きませんでも、これは国会の御決議を経てできる事柄であります。

余談になつて恐縮でございますけれども、同じようなことは、先ほどの試験の問題についても、私は言えるであらうと思ひます。つまり、これは資格を付与するものではございませんけれども、こういう試験を行なうことによつて技術の進歩をはかることができる。おそらく、想像でありますけれども、この試験に合格をした者は国に認定された技術者ということになるのでございまして、社会において活躍するの、それ

が合格者に有利に働くであろうと考えられます。もちろん、合格しない人がそういうことをしてはならぬというのではないわけですが、合格をすれば、それを排除するわけではありませんが、合格をした人がおそらく社会でより広い活動の範囲を得る、そのこと自身は電子計算機なりプログラムなりが今後進歩する上に有益なことである、こう考えるわけではございません。それも法律を用いずしてできるではないかと仰せられれば、私はそのとおりだと思えますけれども、このような制度を設けることによって、そういう技術の進歩を促すことができるという政策判断だと思えます。

○堀委員 第四条は、特に私少しひつかかるのは、「政府は、前条第一項第一号に掲げる電子計算機の設置及び同項第二号に掲げるプログラムの開発の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努める」となっています。きわめて特定なもののためには資金の確保について政府は考えるけれども、この幅の狭い特定なもの以外には、逆にいえば、政府は知りませんよということにもなりかねない法文になると思うのです。少しひがみ根性が強過ぎるかもしれないけれども、書いてあることから見れば、これだけを何か——ちよつと逆になつてしまいましたからなんです。が、「電子計算機利用高度化計画」という面から考えて、高度化計画そのものはいまの文章の中にもちゃんとある。ですから、そういうような非常に普遍的、一般的なもののの中に、きわめて幅の狭い特定のものをば書いてあるわけですね。その特定のことにについて一般的、普遍的な名前ががぶさつておること、私は一つ問題があると思えます。その特定のことが重要なのかという点、

「電子計算機利用高度化計画」というのは、単にここに書かれたことだけではなくて、より広範なものがあるんじゃないのか、そういうふうに私は判断をしておるものだから、こういう特定のことでだけここに書いて、通産省としての判断は、いままのところは特定のこれだけでしようが、先にいったら、これだけじゃなくて、高度化計画とい

うもののワキはもつとどんどん広がり得る条件はあるんじゃないかと思うのです。ですから、次に掲げる電子計算機及びプログラムについて定めるところに書いたのは自分です。書いた以上、特定のところにあなた方は自分でワキをかけた。そのワキは何かといえ、次に「情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機」、こうきたわけですね。だから、それ以外の電子計算機は、ここで規定した利用高度化計画のワキの外ですよ。それから「情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある」、これが一つですね。「かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理に用いられることとなるものを除く。）」と書いてあるから、一の事業のためのものはともかく電子計算機利用高度化計画のワキ外ですよ。ここに追いついて、汎用のものだけでは足りぬのではないかと。大きなナショナルプロジェクトを設定して、この開発のために必要な特定の一の事業という、一つの分野に主として用いられるものがきわめて重要な要素を持つてくるのは当然なんであつて、そういうものを全部疎外しておいて、このワキの中だけでは政府は金をつけますよ、あつせんしますよ、こういうふうになつておる。この発想の中に非常に大きな問題点があるのではないかと。「電子計算機利用高度化計画」という名前との関連から見ればここに非常に問題がある、こう私は考えております。

そこで、大臣どうでしょう。私はずつとここをこういうふうによつてきて感じるわけですが——ちよつと先にこれだけやつておきましようか。「情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機」とは何か、ちよつとそれをひとつ政府委員から答えてください。○赤澤政府委員 いまの字句の御説明の前に、ちよつと一般的なことでお答えをいたしておきたいと思ひます。私ども、この政策判断をいたしまして、この高度化計画の内容を一号、二号ということで書いております。こういうふうにいたしましたのは、電子計算機の利用というものが大いに普及をし、企業の間でも、大企業はもちろん、中小企業にまで全般的にこのいった電算機が利用されてきて、そしていよいよ情報化というものが進んでくる、そういうことは、もちろん私どもとしては非常に望ましいことだと考えております。それはそれなりにやはり促進する必要があるかと考えております。

ただ、私どもの政策意識の中で判断いたしました、現状において、やはりハードウェアの面におきまして、アメリカ等とは非常なギャップがある。特にソフトの面ではたいへんなギャップでございます。今後、このソフト、ハード両面がそれぞれ関連をしながら、情報化と申しますか、そういうものが進められてまいりますことになつてまいりますと、とりあえずやはり一番重点的に考えなければならぬのは、ソフトのギャップを埋めていく、これができるだけ早い機会に高度化をしていく、こういうことであると思ひます。そういう観点から考えてみますと、やはりコンピュータの面におきまして、今後、より大量の情報をより早くかつ正確に処理し得る、こういったコンピュータがどんどん開発されかつ利用されてくる、こういうことがどうしても必要であるかと思ひます。したがつて一般的な問題、つまりいま先生が御指摘のように、一般的にコンピュータなりあるいはそれを使う利用技術なりというものが普及され、広まっていき、また進歩を加えていく、これはもちろん必要でございますが、私ども政策的に進めていくという場合には、やはりその中でも特に重点的に必要なるものを取り出してきて、そしてそういうものを思い切つて中核として進めていく。それがまたすそ野となつて、いろいろな利用技術の面にいたしましても、コンピュータにいたしましても、全般的に広く利用されるようになってくる、こういった

よいことになつておるわけでございます。そこで、私どもここで考えております計画の内容は、いづれ審議会等にはかりましてきまつてくるわけでございますが、特に私どもがいま考えておりますのは、たとえば記憶容量等で申しますと十二万ビット以上のもの、あるいは処理速度にいたしましてもサイクル時間が十マイクロ秒以下のもの、こういったものが考えられます。つまり簡単に申せば、普通中型といつておりますが、中型のさらに高度の電算機、こういったものが今後多数国内に設置をされ、そして情報化に役立つということが、やはり重点的にそこを育てていくということが非常に望ましいのだ、こういう意識でここに書いておる、こういうわけでございます。

○堀委員 いや、それは私何もわからぬではないのです。わからぬではないのですが、中型だけが広まればいいのだということにならないと思うのです。やはり企業能力いろいろありますし、あるいは今後の問題としては、中型のコンピュータを企業がずつと入れるよりか、超大型のものをセンターに入れておいて、これをタイムシェアリングで多数の企業が合理的に使うほうが——これはオンラインとの関係でいろいろ今後問題が出てくるであらうし、経済効率の面から見てはたしていいかであらうか。だからそこは——私はここに書かれたことが悪いとは言つていないのです。悪いとは言つていないのですけれども、みずから広い問題の中に特定のワキをかけて、そのことが、いままあなた方はギャップを埋める一番近道だという判断がもしもせんけれども、しかし私はそこがもうちよつと広い視野が必要なる点があるんじゃないだろうか。だからそのことは、この面だけから見ますと、実は産業対策用の問題だけに限つておるのですよ、あなたのいまおっしゃるような考え方は、言うならば、その他の情報処理をするものはどういう形で出てくるかということについては、今日まだ予測できないじゃないですか。いまはごく小さなものでしょう。だんだん大きくなるわけでしょうからね。だから私はそう

いう意味で、この非常に特定なものの範囲に限らなければならぬという積極的な理由がどうもわからない、特にそういう電子計算機の設置についてだけは資金の確保や融通のあつせんをする、ところがその下のものや何かについてはやらない、こういうことになるわけですね。やらないことではないけれども、それだけにやるのだということになるのかも知れないけれども、私はそういうふうな受け取れない。ここにこういう書き方をしてある以上は受け取れないから、この点についても一つ問題があるし、またいまの計画の問題についても、「計画を定めるにあつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議する」、こう書いてあるわけですが、これはあらかじめそういうものを予想しておられるようですが、一体これはどういう関係行政機関と協議をするのか。だから計画そのものが、われわれにはこれでは一つもわからないわけですね。きわめて抽象的であつて中身のことが一つもわからないので、少し具体的に例示をして、この計画というのは一つなのか、幾つかの計画が次々出されるのか、どういう形の計画をあなたのはうは考えているのか、少し具体的な説明を求めたいと思います。

○八田委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○八田委員長 速記を始めて。
○堀委員 さっきの答弁の残つておるのがありますから、ひとつ法制局から、先ほどの国家試験に関する問題についてだけ答弁しておいてください。

○角田政府委員 先ほど御質問ございました点についてお答え申し上げます。
御指摘のように、法律の上で試験を行なうというところが明記されておまして、それに対する法律的效果が何もないという制度に、びたりと当てはまるものはないと思います。ただ多少似たような制度ということで申し上げさせていたたたきたいと思いますが、中小企業指導法による中小企業診断指導員という制度がございます。これは試験以下

の問題は省令にゆだねられておりますので、そういう意味でびたりとするものではございませんが、法律的效果は実は何もございません。それからもう一つ、技術士法に基づく技術士、それから職業訓練法に基づく技能士、これはやはり試験を法律上明記しております、別に医者のようないわゆる業務制限はございません。ただ、非常に法律的效果としては弱いのでございますが、名称の使用制限というのがございます。そういう意味で、今回の情報処理技術者試験のように、全然法律的效果がないというわけではございません。以上でございます。

○堀委員 いま国家試験についての答弁がありましたけれども、一つは法律事項ではなくて省令によるものであり、一つは士に關係があるわけですね。士に關係のあるものは、私が申し上げるまでもなく、これは一つの制度として士の制度というのがあるわけでありまして、これは一つの資格要件が国が付与してある状態に実をなつておるわけでありまして、私が調べてみましたけれども、このような先例は、少なくとも通産省に限らず政府が行なうものについては今回をもつて嚆矢となると思ひますが、きわめて重要な問題だと思ひます。国家試験という試験のあり方について、それをこのよう簡単な処理だけで行なうということについては、私はこれはきわめて重要な問題だと考えますので、この点については、単に通産大臣といふのではなくて、次回に官房長官の出席を求めて、今後このようなものがどんでん返りできるかどうか、それらについて政府側の見解をただすことにさせていただきますと思ひます。

○赤澤政府委員 答弁してよろしくございませうか。
○堀委員 答弁要りません。きわめて重要なんで、官房長官から答弁をひとつ聞きたいということとであります。
○赤澤政府委員 三条について……
○堀委員 どうぞ。
○赤澤政府委員 法律の三条、計画に関する点に

ついて御説明いたしたいと思ひます。
三条の計画、私どもはガイドラインといったような感じでこの「計画」ということばを見ておりますが、一号、二号、特に二号の關係でいろいろと御説明をしたいと思ひます。
二号に書いておりますことは、いわば情報処理の振興をはかるために、やはりハードの面と密着をいたしまして、こういうことばが普通使われておりますのでそのまま申し上げますが、オペレーションプログラム、こういうものがまずございまして、このオペレーションプログラムの面も、実はまだまだこれから開発しなければならぬものが相当多数ございます。そのほかに、オペレーションプログラムから一歩出まして、いわば汎用的な応用プログラム、こういった面が非常に欠けておると私どもは考えております。

たとえばどういったような具体例があるかというお話でございますが、先ほどから御説明しておりますように、一、二の例を申し上げてみますと、プログラムのロジックを読み取りまして図示できるようなフローチャートの自動作成のプログラム、あるいはハードウェアの故障箇所を追跡をいたしまして診断をいたします障害自動診断プログラム、あるいはいろいろな各種の統計がございまして、こういった統計を総合的に解析をするいわゆる総合統計解析プログラム、こういったものがきわめて汎用的であると同時に、今後開発を必要とされるプログラムの一例であろうかと思ひます。

そこで、私どもはこういったようなプログラムを念頭に置いておりますが、これはもちろん審議会等で十分御審議を願つて、多数のプログラムについてきめていかなければならないと思ひます。先般も質疑の過程でお答え申し上げましたように、私どもはまず五年程度の期間を一応頭に置いておりますが、そのくらいの期間において、先ほど申し上げましたような、いわば型で申しますと中型以上と申しますか、ちよつと型でいうと非常に不正確でございますけれども、そういったような高性能の電子計算機、それを動かしますための

オペレーションプログラム、さらには汎用的な応用プログラム、こういったものの一つの目標を掲げて、これを学界といわず民間といわず、また私どもの研究所もございまして、日本全体のこういった關係者が、鋭意そういった計画を頭に置きながら努力をいたしたく、こういったことを考えておるわけでございます。

そこで、この三号に、「関係行政機関の長に協議する」と書いてある点の御質問がございましたが、この点につきましては、いま申し上げましたようないわば応用プログラムの中でも、基礎的と申しますか、汎用的と申しますか、一般的と申しますか、そういったようなプログラムが開発されてまいりますと、それを使いまして、さらに個別の分野あるいは特定の目的、こういったものに適用する、個別目的による応用プログラムができてまいりますわけでございます。こういったようなこともございまして、一応そういった個別のプログラムというものを御覧いただけます。たとえば運輸省におきましては、やはり貨物全体の流れを円滑にするために必要な全体の貨物流通のための電算機処理ということになれば、やはりそういったプログラムが必要であると思ひます。こういったような個別のプログラムを必要とするわけでございますので、そういった分野に關係がある基礎的な、あるいは汎用的、一般的なものがございますから、こういったものを目標として掲げるにあたりましては、各省庁からも、自分のほうの特定応用プログラムをつくるに際して、あるいはそういったものを今後普及しあるいは利用していくというためには、こういったような基礎プログラムを目標に掲げてもらつて、それをいま言ったような広く全国の關係分野において目標として掲げた上で開発に努力をしてもいい、こういう要望があるかと思ひます。そういった意味から三号では、関係行政機関の長に協議をいたしまして、関係行政機関の意見も十分聞いた上で計画を練り上げていく、こういったことが適当ではない

かという趣旨でこの三号の規定が置いてあるわけ
でございます。

○堀委員 いまのところだけに關係してちよつと
伺っておきますが、そうすると關係行政機関の長
に協議をするのはわかりませんが、貨物の問題につ
いて運輸大臣に協議をする。しかしあと、「政令
で定めるところにより、電子情報処理振興審議会
及び郵政審議会の意見をきく」と、こうあるの
です。そうすると、貨物その他の問題については運
輸大臣の所管でありましようが、やはり同様な何
らかの審議会というようなのは、各省庁設けて
いるのじゃないかと思うのです。そうすると、
この二つだけに聞けばいいのですか。そのあと
の、各省庁協議をするけれども、審議会に聞くの
はこの二つだけですべては終わるのだ、こういう
ふうにこの法律は書かれてあるわけですが、な
ぜ、關係行政機関の長に協議するのなら、あわせ
てそういう關係の審議会に聞いたらいいんじゃない
のですか。聞いちゃまずいですか。

○赤澤政府委員 ただいま申し上げましたよう
に、この計画で定めようと思っておりますプログ
ラムは、汎用的と申しますか、二号のところ
でカッコして「(主として一の事業の分野における
情報処理に用いられることとなるものを除く。）」
と書いてございませうに、特殊目的のためのプ
ログラム、ただいま私がちよつと申しましたよう
な、たとえば全国貨物流通円滑化のために電算機
処理をするために必要なプログラムがあるとい
いますと、それはやはり一つの特定の分野に属す
るプログラムであるかと思ひます。そういったも
のはこの「電子計算機利用高度化計画」の中に書
くわけではございせん。ただ、ここに書くこと
いたしてあります汎用的な——基礎的ということ
ばがあるいは当然なかもしれせんが、そういった
ようなプログラムを、計画に書くに際しては——
各省それぞれ自分の省の分野に属する特殊な
プログラムを念頭に置いておると思ひます。將
来そういったものを開発したい、そのためにはこ
ういった汎用プログラムが必要である、こういう

意見があるのではないか、こういうことでござい
ます。したがって、この計画に書かれるのは、あ
くまで広く利用される種類のプログラムでござい
ますが、広く利用される種類のプログラムと申し
ますのは、やはりそれを念頭に置いてと申しま
すか、それからさらに応用いたしまして、特殊の目
的のためのプログラムをつくっていく。その基礎
になるものでございませうから、その基礎のもの
を計画に書くとしたら、やはり各省として、將
来、自分の省の所管にかかわるもので特にこう
いった開発が必要であるということをお研究に
なっておられると思ひますので、そのために
は、基礎的なものの分野でも特にこういったもの
を計画に書いてもらいたい、こういう御意見が出
てくるのではないか、こういうことで「關係行政
機関の長に協議する」と書いてあるわけござい
ます。

いまお話しのように、しからば關係行政機関の
長が、そういった意見を通産大臣——オンライン
のものにつきましては郵政大臣でございませうが、
この両大臣にそれぞれ申し出てまいりますに際し
まして、必要があれば、適當な審議会等があれば、
それはその審議会等におはかりになる場合も
あるいはあるかと思ひます。しかし、それは各
省庁の内部事情と申しますか、内部規程でそれぞ
れお考えいただくことでありまして、この計画、
いま申し上げましたような意味での計画をつくる
にあたりましては、電子情報処理振興審議会、そ
れから、ここにございませうないわゆるオンラ
インの關係のものにつきましては、それぞれこう
いった審議会がございませうので、最終的にはそ
の審議会が御審議をいただくということによろし
いのではないかと考えております。

○堀委員 どうもいまの答弁を聞いておつて、關
係行政機関の長に協議をしなければならぬのは
汎用プログラムであつて、そういったものの必要性
が各省庁であるのであれば、それを聞いて一緒に
つくりたいというのならば、その省庁だけでな
く、各省庁の中でやつておる特定のものも——特

定なものだけではなくて、そういうものについて
の汎用なものがあつたつていいと思ひます。何
も貨物集中だけではなくて、貨物に関する問題に
ついては、日通なり各社自動車会社なり、いろい
ろなものが共通な処理をするためのプログラム
だつてあつていいわけでありまして、だからその
間の限度が、汎用といへども、もう完全普遍的汎
用のものもあるけれども、ある業態別の汎用のも
の、電子計算機の問題については私はあると思
ひます。だからそこからは完全にあいまいなんで
すね、この表現一つから見たならば、要する
に「主として一の事業の分野における情報処理」
なんというところになつたら、その一の事業の分野
の広さというものは、一体ここでは何を想定して
おるのか、私どもはよくわからない。いまの貨物
の例を一つとつても、貨物全体の動きというもの
については、それを一の分野というならば、その
中に私はたくさん汎用プログラムがあるはずだ
し、それは全部除外されるのだということになれ
ば、一体ここでやるのは何かということになるの
です。ほんとうにごく小さなもので、範圍の非
常に広いというコンピュータプログラムのような
ものは、あるいはそれに該当するでしょう。そ
んなものだけで私はいまのギャップが埋まるとは
思わないのです。ある程度汎用の広いもので、
しかし、もう少しやつてやらなければ——「一の
事業の分野」という範圍のとり方いかんによつて
は、汎用との關係は私は非常に問題が起つてく
るのじゃないか、こういう抽象的な書き方でした
ら。そういうふうな思ひです。それで大臣、こ
の点は一体大臣はどういうふうなこれを理解して
いらつしやるでしょう。私は、こういう抽象的
な書き方は、今後の電算機のソフトウェアの開発
のあり方については、非常に何かそれこそ誤解を
招くおそれのある部分がかなり広くある、こうい
うふうに理解をしておるのですけれども、いかが
でしょう。

○宮澤國務大臣 この書き方は確かに非常にむず
かしい表現になつておりますけれども、たとえ

ば、先ほども堀委員が言われましたように、汎用
プログラムだとかゼネラルユースだということが
法律用語としてできましてはならぬと読めるので
はないかと、私しろつとですが、そういうふう
に実は考えてこれを読んでおるわけでございます。
で、ある「一の事業の分野」というのは、實際そ
れは分けてみればどうだというお話しもございま
すけれども、觀念としてはわかるのじゃないか。た
とえば全国犯罪捜査のためのプログラムというの
は、これは主として「一の事業の分野」でありま
しょうし、それからその中にも汎用プログラムが
入つてくるだろうとおつしやれば、それが主とし
ての意味である、こういうふうな読むべきではな
いんでございませう。

それから、先ほどの三号のところは、これはも
う、なぜ電子情報処理振興審議会と郵政審議会の
意見を聞くんだということをお答えすればいいの
であつて、それは先ほど政府委員がお答えいたし
ましたが、關係行政機関の長が返事をする場合
に、おのの自分の關係する審議会に聞かれるこ
とは、それはその長の判断でございまして、この
二つの審議会だけを抜き出した意味は、この二つ
の審議会が、この問題についてはおのの別個の
理由から非常に關係が深いのでございませうから、
長のほかに最終的にこの意見を聞くこと、こう書い
たのであります。

○堀委員 そこで、さつきから伺つてゐる中
でも一つわからないのは、「計画」と、こう書いて
あるのです。前二項の規定は、計画の変更につ
いて準用する。」「こういうふうな書き方がされ
ておるわけですが、どうも私、その計画とい
うのがよくわからないのです。ここには「計
画を定めるにあつては」どうか、それから2
に、「計画には、電子計算機の設置及びプログラ
ムの開発の目標となるべき事項について定める」
とか書いてあるのですが、計画そのものというの
はどういう計画になるのか。それから、一回きめ
たらしばらくは、計画というものはそのまゝいく
か。計画はここで変更をするということだから、

変更をする以上は、計画というのとは一つなんです。二つはないんだというところだと思ふのですが、どうもそこらで、「電子計算機利用高度化計画」ということでここに書かれておるだけで、一体何が計画なのかよくわからないのです。その計画というのとはどういふ具体的な内容なのか、ちよつとわれわれが理解できることに、具体的にひとつ話をしてもいい。

○赤澤政府委員 計画というとはいろいろな形で使われておるわけですが、この私どもがこの際考へております計画は、まあ一つのガイドラインというふうなつもりでお読み取りをいただきたいと存じます。

で、先ほど申し上げましたように、計画の内容は一号と二号に分かれるわけですが、先ほど申し上げましたように、これは審議会等の意見を十分聞いてきめることと存じますが、ただいまのところ、私どもが頭に描いております計画の内容といたしましては、一つは、先ほど申し上げましたように、高性能の電子計算機というものが、今後、たとえば五年とかりにいたしまして、五年後にどういふふうな設置が行なわれるであろうか、あるいは主としてどういふ分野でこれが使われるようになるかといったような、一つのガイドラインを示していく。プログラムについても同様でございます。先ほど申し上げましたように、汎用的なことを申しますか、あるいは一般的なプログラム、こういったものを目標としてきめていく。そういったものを中心として、ひとつぜひ開発努力を全国の関係分野あげてやっていただきたい、こういう目標を示していきたい、こういう考へであるわけでございます。

そこで、ここに「計画の変更」ということがございますのは、何ぶんこういった技術の問題は日進月歩でございますし、また特に私どもは、あとで申し上げましたような意味での電算機なり、あるいはソフトウェアなりというものを、とりあえず早く開発していくことが、日本の特に大きなギャップを持っておられます今日の現状におき

まして、どうしてもそこが一番の問題点だという、いわば重点施策と申しますか、重点事項だという政策判断をいたしております。しかし、いざれにしてもこういった面は、非常に技術が進んでまいりますので、五年というやうな長期の計画を立ててみましても、途中においてやはり見直しが必要ではないか。あまり五年間も固定をしておいても陳腐化してまいらるおそれもございます。そういったことも考へておりますので、私どもは、計画期間中においても必要に応じては随時見直しをしていく、こういう必要性を痛感いたしました。そうします。そういったことから、計画の変更をすることが起こり得る、これはもう起こる可能性が非常に強い、こう考へておりますので、第五項でもって計画の変更に関する規定を置いた、こういうことと存じます。

○堀委員 いまの一項のほうは、さつき十二万ビットと十マイクロ秒以下ということですから、これは非常に細かいことですね。そういう電算機をひとつ大いに何年度までに何台くらい普及するようにしたいという、これは一つの計画になります。次のほうは一体、計画にどうやって書くのですか。ひとつ、ちよつとサンプルを言ってみてもらいたいです。計画に書くといつても、私ちよつと計画に書けるようなものではないと思ふので、そこを一本ちよつと試みてみてくださ

○赤澤政府委員 担当の課長からお答えいたします。

○平松説明員 技術的な点でございますので、御説明申し上げます。

まだ案としてこれからつくるわけでございますが、いま私どもで考へておりますことは、プログラムの中に、制御プログラムとか、言語プロセスとか、チェックプログラムとか、いろいろございまして、まずそのプログラムを書く。概念を書きまして、その中に、たとえば二台のコンピュータを同時に動かすためのプログラムとか、それから計算機の中に、オンラインの場合とオンライン

でない場合、いわゆるバッチ処理とオンライン処理というのがあります。そういうものが同時にできるようなプログラムとか、そういうふうなプログラムをそれぞれ用途別の分類に分けて、その中のプログラムをまたこまかく種類別に書いていく、こういう考へ方でございます。

○堀委員 いや、こういうものをやりますということはわかるのです。片方のハードのほうは、こういう機械を五年先に何台にしたいというのわかるのです。しかし、ソフトウェアは、いまのこいうもの、こいうもの、こいうもの、こいうものでやりますというのとはわかつて、それがいつまでに幾つあつたらいいなという問題じゃないです。これは、需要と供給のバランスで、片方が使えないのにソフトウェアを開発してみたら、こんなもの役に立たないわけでありまして、必要のあるソフトウェアを開発するのではありません。問題にならないわけ、それは、それが計画のよう

なものに乗るのかどうか、非常に疑問があるのです。幾つあつたらこれで用足りるというものではないと思ひます。数が規定されるべき性格のものになつていないと私は思ふのです。その種類は規定できます。こいうもの、こいうものをやりますということは書けます。しかし、一体どういふ今後の情勢に応じて機械と

いうのは同じものですか。いいのですが、需要の側としては、これは非常にパターンがいろいろあるもので、汎用といつたって、その目的によつて汎用性が違うわけですから、だからどの機械でもいけるという一つの問題もあるでしょうし、そうではなくて、特定の機械でもきわめて汎用的なものもあるし、いろいろあると思ふのです。

そこで、私、非常に疑問があるのですが、あの質問者と大臣との関係がありますからちよつと締めくくりをしておきたいのでありますが、大臣、私はさつき第二章だけを特定して実は論議をしてまいりました。どうも私は、この第二章でこいうふうな特定をされておる中で、まあ少な

くとも第三章は、さつきの法制局の見解にもありましたように、この法文の書き方は、いささか誤解を招くと思ふのです。要するに「電子計算機利用高度化計画」と、こよう言った以上は、すべての電子計算機利用高度化計画というものが包括されるにもかかわらず、その下に特定をした。だから、要するにこの法律にいう電子計算機利用高度化計画というのはこれだといふふうなことも特定しなければ、こんな法律の書き方は、大臣、私は大

体あり得ないと思ふのです。こいうふうなことで、それから、さつきの技術者試験の問題も、これは官房長官の御出席をいただいて確認をしたいんですが、どうも私はこれは、そんな制度がないものを、これだけにあらためて制度をこいう形で設けるのなら、もう少し慎重に検討して、やはりプログラマーにも、システムエンジニアにも、今後能力の差によつていろいろな段階があつて私はいと思ひます。そうするならば、こいうプログラマーの段階における一級の資格とか何らかのものを付与したって、私はちよつともかまわないと思ひますから、やはりさつきの答弁の中に法制局が答えておられますように、何か持っているというこを国家がオンラインをやるんだというこを意味は、何もただ試験を受けたというこだけで処理をしなくてもいいのではないかと。こいう問題は、どうも私は今後の問題としては、いまさつき行政管理局の長官もお話がありましたけれども、昭和四十三年十一月からかつていて、政府

の中においても、政府内におけるいろいろな処理についても、まだはつきりしたこれからのめどが立っていないといふお答えもあつたからいふこととありますから、私はこの第二章の中に書かれておる問題については、もう少し検討を深めて、全体との総合的な一環の中で処理をすることをしたほうがいいのではないかと。拙速によつて中途はんばなものを制度の上に書くことは、私はやや問題があるかという感じがいたしますので、きよりは特に第二章だけをやらしていただいたわけであ

りますけれども、通産大臣のそれに対するお考えを少し伺いたい。特にいまの試験の問題、調査簿の問題等は、もしどうしても必要があるのなら、いまの第三条がもう少しわかりやすく書かれるということ、その中の修正が処理をされれば、あとの第五条、第六条についてはこの際特に必要がないのではないかと感じもいたしますので、大臣のちよつと御見解を伺つておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 概括して申し上げますことは、この第二章は、概して、先ほどから堀委員がおそらく御質問の中心として持つておられるところの、いわゆる権利義務を設定した立法事項、本来の立法事項というものに非常に関係が薄いではないかという、そのことについてでございますけれども、先ほど法制局からも述べられました、在来のわが国の、ことに最近の法律には、権利義務に直接関係ない場合でも、宣言規定であるとか、訓示規定であるとか、あるいはその他必ずしも権利義務でないものが相当多くなつておるといふことは、私は事実だと思ひております。

ところで、電子計算機あるいはソフトウェアに関する部分は、この分野はむしろこれらの分野でありまして、この問題についての公権力の主体としての政府と国民との関係、あるいは民間同士における権利義務の関係、またソフトウェア、ハードウェア等をめぐる、先ほど御指摘がありました、財産権等の問題等々が、すべてきわめて流動的な状態にあるというふうに私も考えます。しかし事實は、ハードウェアにしても、ソフトウェアにしても毎日進んでいきまして、先行をいたします。そこで私も、そういう流動的な状態の中でなまはかな権利義務の関係を設定することがいいか。あるいは流動的な状態であるがゆえに、その流動的な状態の中で、政府はどのような施策を進めたいということを全く法律に述べずして行政だけでやっていく。そういう立場もあり得ると思ひますが、その二つの中間の立場を私はここでとらう。つまり、これ

はまさに大きな社会の革新でありますから、それについて政府はどのような施策をとらうとするのであるかということ、法律の形で宣明することは決して無意味ではないであらう。さりとてそれを、事態が流動してまいりますゆえに、無理に権利義務の形で固定させることは問題がある、そういう中間の立場をとりましたものがこの第二章であるというふうに考えておるわけでございます。

○堀委員 ですから私も流動的だと思ひます。流動的でありますから、ここでやはり基本法的な、本来のそういう要素のものがあつたの概念として設けられて、その中における権利義務の通算に關するものが法律化されてくるということがいいのではないかと。ここで通産省だけが先に出て、一応その概念のものをいまここに書かなくて、――第三条のようなものはどうしても書ききれないでしようから、それはまた書き方はいろいろありましようけれども、その他については、私は、いま書かなければならぬ積極的な問題は、さういふのではないかと。ですからそれらの問題は、さういふ申し上げたように、一応基本法のようなものができて、その概念規定はつきりした上で、その時期には今度ばかり突つ込んで、権利義務に關係のあるものを法律として通産省から出していただく、そのことのほうがこの問題処理には、流動的であるだけに必要ではないのだから、こゝういふふうに私は考えますので、その点、大臣と私の意見の相違がありますけれども、私は、大臣と私は、あるべき姿といふものがある程度きちんとして、その中における通産省の分野というところについて条文が書かれるのは、やはりもう少し明確な権利義務的なものが主体になるということであるべきではないだろうか、さう考へておるものですから、さういふ発想の上に立つて、きょうは実は第二章だけを特に質問させていただきます。これらについて

は、あとまた同僚委員の審議もございまいしうから、ひとつ、いろいろな角度からの審議を経て結論を得たいと思ひますけれども、そのように考えておりますので、大臣、何か御発言があればお答えを伺つて、終わります。

○宮澤國務大臣 基本法との関連におきましては、実は御指摘のようなことを私もいろいろ考へておるわけでございます。先般も当委員会に申し上げましたように、基本法の問題になりますと、教育、訓練の問題から始まりまして、先ほどの公衆電気通信法の問題でありますとか、もう非常にいろいろな要素を含みますし、しかも大きな社会の革新が行なわれようとしておりますので、基本法的なものは、ぜひなければならぬと、実は考へております。それがしかし、事態がなかなか流動してまいりますだけに、正直に申しまして、私も少し方向を見定められないといふのが事実でございます。それならば、このよ

うな法案を出さずに、できるだけ行政の手当てをしていって、基本法の成立を待つて施策をすべきかといふことになりまして、そこに私も、どうもさうもしては行かないといふ感じがございまして、基本法で考えらるべきようなことを、あらかじめ間違つた方向に先取りすることは問題でございますから、さうならない範囲において施策の姿勢を明らかにしたい、こゝう考えましたのが、本法案を提出いたしましたゆゑんでございます。しかし、堀委員の言われますことは、私も早晩しなればならない、やはり基本的な問題であらうと考へております。

○堀委員 終わります。

○八田委員長 午後二時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後二時二十八分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○松浦(利)委員 政務次官にまず冒頭お尋ねをいたします。

たします。昭和四十四年五月三十日に産業構造審議会、俗に産構審といふところから「情報処理および情報産業の発展のための施策に関する答申」、これが通産大臣に提出されておるわけでありまして、今回上程されておるこの法律案は、おそれるこの産構審の内容の中から具体的な措置としてこの法律案が提出されたものと理解をするわけでありまして、この産構審の中での部分を今回のこの法律で満たそうとしておるのか、解決しようとしておるのか、その点をまずお尋ねいたします。

○小宮山政府委員 いま御指摘のように、産業構造審議会の答申については、たいへんいろいろな面について施策を提言しております。これらの施策の中の多くは、法律的な措置を必要としないものも多数ございます。通産省またはほかの省が従来行ない、また今後行なうとしておる措置によりその効果が可能となるものについてぜひ行ないたい。したがって本法案においては、とりわけおくれしている部分を、法律にその根拠を求めることによつてその振興ができるということに置いております。すなわち、電子計算機の設置の促進とか、あるいはプログラムの開発の促進とか、技術者の質の向上あるいは養成、それから情報処理サービス業とかソフトウェア業の育成に關する規定を盛つておるわけでございます。

○松浦(利)委員 いま言われた中で、具体的にどこを重点にこの法律は満たそうとしておるのですか。いま政務次官が言われた全部を満たそうとするのがこの法律案ですか。

○小宮山政府委員 特にプログラムの開発、それから技術者の技術の向上、それから情報処理サービス業、ソフトウェア業の育成、こゝういふ点でございます。

○松浦(利)委員 産構審の答申内容は、その部分が最もおくれしておるからその部分を急げと書いてあるわけですか。

○小宮山政府委員 必ずしもさういふふうには書いておりません。

○松浦(利)委員 この産構審の答申を見ますと、いまこの法律案を提出することによつて、この法案のねらいである日米間のハードウェアあるいはソフトウェアのギャップを埋めることが可能だといふふうに政務次官お考えになりますか。

○小宮山政府委員 その点は御指摘のとおり、アメリカと日本との間の、ハードウェアの部分については相当技術が向上しておりますので、特にソフトウェアが非常に格差がついております。そういう面については緊急に育成、向上させなければならぬといふことでございます。

○松浦(利)委員 この情報処理振興事業協会等に関する法律で、四十億の政府資金によつてソフトウェアというものが急速に発展をする、あるいは日米間のギャップを埋めることができる、こういうふうにお考えになりますか。

○小宮山政府委員 それによつてすぐギャップが埋まるといふことはございせん。しかし、それを埋める第一歩にはなるといふことでございまして、今後向上を大いに促進させるであらうといふことは間違いない事実だと思ひます。

○松浦(利)委員 アメリカの場合は、御承知のようにNASA、航空宇宙局を中心にして、国策を中心にしてソフトウェアというものが発展をしていったわけですが、日本の場合はその逆で、いま言ったような形でソフトウェアというものが発展するといふふうに政務次官はお考えですか。

○小宮山政府委員 確かにアポロ計画、いわゆるNASAというものが中心になる、あるいは軍が中心になってハードウェア、ソフトウェアというものがアメリカでは開発されたことは事実でございします。しかし、今日日本では、先生のおっしゃるとおりそういうものがございせんので、ここで政府資金を貸し付けてソフトウェアというものを開発し、将来これが日本の大きな産業の基幹となるような形に持つていかなければならない、まずその第一歩であらうと私は考えております。

○松浦(利)委員 政務次官、この法律は資金を民間に貸し付けるのですか。この法律はそういうことですか。

○小宮山政府委員 さようでございます。

○松浦(利)委員 いま民間に貸し付けるというふうに言われたのですけれども、貸し付ける先は一体どこですか。

○赤澤政府委員 政務次官の御答弁、ちよつと意を尽くしてないと思ひますので、私がかかりまして申し上げます。

産業協会は、この法律によりまして、この二十八条にその業務が規定をされておりますが、これによりまして、四号、五号の業務、すなわち情報処理サービス業者等、あるいは民間のこういった情報処理のユーザー、こういったものがその業務の高度化のため、あるいはプログラムの開発のため必要な資金を外部から借り入れます場合、その借り入れにかかわる債務を保証する、こういうことになっております。

現在、御承知のように、こういったような情報処理サービス業にいたしても、まだ揺籃期と申しますか、ごく初歩の段階でございまして、いわば業態から申せば中小企業といったようなところでございします。しかもこれ自身は特段の設備資金というふうなものではございせん。頭脳労働の所産でございしますので、それ自身有効な担保力にもまだなるかならないかという点が問題になっておるといふような面もございします。実際問題としては、なかなかそういったものの開発に必要な資金の借り入れに困難を来しております。そういう意味から、先ほど政務次官がちよつと申し上げましたように、私どももいたしましては、別途四十億円の銀行の債券を預金部資金で引き受けまして、その金を主としてこういったところに貸し付けてもらふ。ただ、それだけではやはり担保の問題その他ございしますので、当該協会がそういった資金を利用いたしまして借り受ける、その債務につきまして保証をする、こういう仕組みでございします。

○松浦(利)委員 局長でけつこうですが、いま言われたような形で、四十億円の政府の資金によつて、民間の資金もそれによつて導入して、IBMは一年間に十二兆という収入をあげておりますね、これに對抗し得るだけのソフトウェアの開発ができるというふうに局長はお考えになっておられるわけですか。

○赤澤政府委員 御指摘のように、ただいまIBMというおことはございしましたが、日米間におけるソフトウェアギャップというものが非常なものでございします。したがって、その程度のことのでございします。一体ソフトウェアという面でのギャップが埋まるか。端的に申し上げれば、なかなかそういうものは簡単に埋まらないとお答えするのが至当かと存じます。私どももいたしましては、先ほど来御質問がございしますように、NASAとかそういったような、非常に大規模なナショナルプロジェクトがあつて、それに基づいていろいろ各種のソフトウェアというものが発注をされる——アメリカでは、御承知のように、こういったソフトウェアの発注は、六八年あたりですで一兆円に達しております。こういうことがございしますので、簡単に四十億や五十億の金でソフトウェアが埋まるとは思ひません。思ひませんが、ただ、いまの場合には、いま申し上げたような大規模なナショナルプロジェクトをもつて、政府みずから予算をもつて発注していく、ソフトウェア業というものを育てていくといふふうには現在なつておりませんので、こういった微々たるものではございまして、こういった微々たるものでものを極力活用し、開発し、育成をしていくといふことが、何と申しまして日本の現状に合ったソフトウェアというものの振興策ではなからうか。その第一歩として、とりあえず四十五年度予算におきまして、先ほど申しましたような処置をとつたわけでございします。私どももいたしましては、そういった実情も考えながら、四十六年度以降、来年度以降の予算措置その他、十分実態に合いますように、今後それが拡大されるような

努力を続けてまいりたいと考えておられるわけであります。

○松浦(利)委員 いまの局長の答弁は、ナショナルプロジェクトです、これの開発はむずかしいのだといふことを言つておられるけれども、この産構審の答申を見ますと、やはり日本におけるソフトウェアの技術開発というものは、ナショナルプロジェクトというものを取り入れて、その中から促進をすべきである。やはりアメリカのように、国自体が主導をして民間の企業に促進をはかつていく、あくまでも国が主導するという形の産構審の答申が出ておるわけでありすけれども、いまの局長の答弁は、産構審の答申を否定することになるのですが、その点どうでしょう。

○赤澤政府委員 御指摘のように、産構審答申におきましては、「ナショナルプロジェクト等によるソフトウェアの開発促進」という項がございまして、この点を指摘をいたしております。私どももいたしまして、もちろん、高度なシステム、開発技術、あるいはそういったようなことに基づきます大規模な公共的なソフトウェアの開発というものが、今後ともわが国においても必要になつてまいりますし、また、その方向に向かつてこういったものの発掘と申しますか、開発と申しますか、そういった計画を進めていきたいと思ひます。ただ、当面わが国といたしまして、ではどういふようなナショナルプロジェクトというものを設定し、それに必要な予算措置でありますとかその他をやつていくかといふことになつてまいりますと、これはやはり関係省庁、政府全体としていろいろ議論が出てまいらうかと思ひます。こういったものを設定いたしましてこの開発促進をはかつていくには、なお意見の調整を統一をしていく必要があると思ひます。これにはやはり相当時間がかかると思ひます。これにはやはり相当の施策としては、こういったことも片方で考えながら、まず民間の頭脳というものを開発し助成していくという施策がやはり必要であらうと思ひます。私は決してナ

シヨナルプロジェクト等によるソフトウェアの開発促進というものを否定しているわけではありませんが、むしろ将来としては、こういった方向にわれわれとしても進んでいきたいという考えを持っておるわけでございます。

○松浦(利)委員 いまの局長の答弁は、政府の考え方としては当然の考え方だと思ふのです。やはりシヨナルプロジェクトを中心にして民間を主導していくという姿が、日米間のギャップを埋めていく手つとり早い道だと思ふのです。それでは具体的にこの産権の答申によるシヨナルプロジェクトを開発するための手段、そういったものはすでに通産省としてお考えになったことがあるのですか。この答申があつてもうすでに一年を経過しようとするのですが、その点どうでしょう。

○赤澤政府委員 たとえばアメリカにおきますアポロ計画でございまして、そういったようなこととに類するようにながら国におけるシヨナルプロジェクトとしてはどういふものがあるか。先般の当委員会における御質疑の中にも、たとえば公害の防止といったことも一つのシヨナルプロジェクトではないか。こういったことについて、これを防止するために何らかのまとまつた一つの技術、その技術を開発するためのソフトウェアというふうなものを考えてみてはどうかというふうな御提言もございました。シヨナルプロジェクトというもののにつきましては、通産省だけの問題ではございませんで、もちろん非常に広く関係省——政府全体と申したほうがよろしいかと思ひますが、議論をしてみたいとして、そういったものに必要なのはソフトウェアというものは、民間のお力を借りながら開発していくことになると思ひますが、そういったものを一体どういふ点に視点を置いて開発していくか、これにはやはり相当期間、こういったものについて関係方面と協議をいたし、調整をとっていく必要があるかと思ひます。こういった点につきましても、私どもといたしましては、関係省との間でいろいろと会

議を持っておりますので、そういった面の協議等を通じて、今後とも研究を進めてまいるのでございします。

○松浦(利)委員 今回のこの法案によりまして、シヨナルプロジェクトとほど遠いプロジェクトの開発という問題が民間によつてでき上がつてくる場合に、この「目的」では「国民経済の健全な発展に寄与する」というふうな目的になつておるわけでありまして、そういうチェックする機能というものが政府にあるわけでありまして、この法律でいけば、この目的と無縁の一企業の繁栄のために、プロジェクトというものが開発される可能性があるのであります。歯どめがないのです。これはどのようにして歯どめをなさるのですか。一企業のためのプロジェクト開発というものの重点を置かれた場合にはどうするんですか。

○赤澤政府委員 この法律によりまして、まず第三条でもつて、「情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある」と、広く利用される種類のプログラム」といふものを計画の内容にいたしたいと考えておるわけでございます。この点につきましては、午前中の堀委員からの御質問に對しまして、具体例をあげて御説明申し上げましたように、私どもは、非常に狭い意味で特定の目的にのみ利用されるというふうなプログラムを、計画の上に乗せる考えはありません。むしろ一号のほうの、いわば性能のいい電算機の設置の目標に合わせまして、オペレーティングプログラムでありまして、そのオペレーティングプログラムからさらに一歩出ます。いわば汎用的な応用プログラム、こういったものの目標等を掲げたいと考えておるわけでありまして、かつまた、これを受けて事業協会におきまして委託開発をするわけでございますが、委託開発をいたします条が二十八条にございしますように、「開発を特に促進する必要がある」と、その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められるプログラム、こういったこととございまして、いまお話しのように、特定の企業あるいは企業集団と申してもいいかもしれ

ませんが、そういったものの目的にのみ使われるようなプログラム、こういったものを開発していくという考えは、この事業協会の業務としては持つておらない次第でございします。

○松浦(利)委員 いまの局長の答弁でいきますと、開発されたプログラムは全部公開をする、その原則が貫かれていふに理解していいわけですか。

○赤澤政府委員 いまお話しした開発されたプログラムとおっしゃるのには、二十八条の一号によりましてこの協会が委託開発をしてでき上がったプログラムというふうな了解をいたしましてお答えをいたしたいと思ひますが、もちろんこの協会が委託開発をするわけでございますけれども、公開と申しますか、委託開発をいたしましたものは、それぞれ所要の向きにこれを利用してもらうことが先決でございします。利用されないプログラムは幾ら開発しても意味がございません。そういう意味から、委託開発といたしましては、プログラムにつきましましてはできるだけ利用してもらつてという観点から、必要な向きに、その利用を希望するものにはこれを使つていただくことが趣旨だろうと思ひます。公開というおことばをお使いになりましたが、委託開発したプログラムは公開と申しますか、広く利用される必要があるというふうな考えでございします。

○松浦(利)委員 この協会が開発されたプログラムの特許という問題についてはどのように考えておられるのですか。開発した業界から特許の申請が出された場合にはどのように扱われますか。

○赤澤政府委員 このプログラムあるいはソフトウェアというものが一体特許権の対象になるかどうか、これは非常にむずかしい問題でございまして、私どものほうの特許庁でもそういった面について検討を加えております。ただ、現行の特許法のためまえから申しますと、必ずしもこのプログラムあるいはソフトウェアといったものが特許権の対象にはならない、こういった意見が大部分でございします。したがしまして、このプログラムが開

発された場合にもこれが直ちに特許権の対象になるとは考えておりません。

○松浦(利)委員 いまの問題ですが、特許の対象にならないというふうな理解していいわけですね。

○赤澤政府委員 現行特許法の場合には、いまの御意見のとおりだと思ひます。

○松浦(利)委員 将来にわたつて特許法を改正して特許の対象になるようなことはない、こういったふうな理解していいんですね。大切な問題ですからね。

○赤澤政府委員 現行の特許法では特許の対象にならないというものを申し上げたわけでありまして、将来、こういったプログラムないしはソフトウェアというものを、特許権あるいは著作権、こういったいろいろのな形でどういふふうな保護をしていったらいいか。これはこういった問題に関する基本問題だと思ひます。したがつて、将来につきましましては、もちろん、こういった権利保護についてどういふ形がいいかということにつきましまして、十分調査研究をいたしまして、その上で決定するべきものと考えております。私が申し上げたのは、現行の特許法においては特許権の対象にならない、こういったふうな申し上げたわけでございます。

○松浦(利)委員 政務次官にお尋ねをいたします。いまの問題とは別です。御安心ください。ソフトウェアの問題ですが、ソフトウェアの開発をする業者がもうからないソフトウェアを開発するといふふうにお答えになりますか。

○小宮山政府委員 たいへんむずかしい質問でございしますけれども、もうからないか、もうかるか、その点はわかりませんけれども、それは将来にわたつて、第一条に掲げてあります国民経済に寄与するといふことならば、開発するだろうと考えております。

○赤澤政府委員 補足して御答弁申し上げます。現在のソフトウェア業者と申しますのは、いわば発注を受けまして、その発注に基づいて所要の

プログラムを組み立てるということをやっております。したがって、発注に伴いまして、当然それについての対価を契約上取りきめてやっております。ただ、将来はこういったものだけではないと考えておりまして、アメリカでいわれておるような、いわゆるプログラムパッケージというようなものがやはり今後とも必要であると思っております。プログラムパッケージということになりますと、物の生産の面で申しますと、いわば見込み生産ということになってまいります。でございますが、現状のソフトウェア業者は、まだそこまで手を出すだけの規模にも達しておりません。ただ、将来の問題としてはそういうことは考えられますので、その際はもちろん当該業者としては、もうかるという点と語弊があるかもしれませんが、社会的にそれが流通し、販売され、したがってそれによつて営業収益を得る、こういうことを目標に、いま申し上げましたようなプログラムパッケージといったようなものの開発を手がけてまいる時期が早晩参るものと考えております。

○松浦利委員 この法律は金を貸すということだけであつて、確かに第一条には、国民の福祉という問題がこの「目的」の中で触れられておりますけれども、その他の条項を見てまいりますと、そういったものに対する歯どめというのが出てこないのです。極端にいうと、もうかるソフトウェアは開発されていくけれども、ほんとうに国民のためにはなるけれどももうからないソフトウェアというのは開発されていかない。もうかる分は自分で独占する、もうからなくなつたら公開をする、こういったものに対する歯どめというのが、この法律ではなかなか出てこないのです。そういう問題について歯どめをするには、やはりナショナルプロジェクトの開発を国が主導してやるという姿勢が出てこなければならぬと私は思うのです。その点どうです。

○赤澤政府委員 この法律全体と申しますか、この法律の趣旨は、やはりプログラムと申しますか、ソフトウェアというものの開発を今後育成を

して、この、助成をして、また情報処理サービス業なりソフトウェア業の育成をはかつていこう、こういう趣旨でございます。いまお話しのように、もうかる、もうからないというふうな議論もあると思いますが、ただ何ぶんにも現状において非常に幼稚な段階にあり、しかもこれに関する技術者の大部分が民間に存在をいたしてあります。政府にも技術者はおりますが、やはりこういったプログラムの専門的なことのできる技術者の数は、何と申しましても民間に大多数あるわけでございます。こういった人たちの頭脳所産であるプログラムというもののについて、私どもとしては、この法律自身は、先ほど来申し上げておりますように、高度の電算機に必要とされるようなオペレーションプログラム、あるいはそれを応用いたしました基礎的あるいは汎用的と思われるプログラムというものの開発に努力をしたい、こう考へておるわけでございまして、それ自身がもうかるとかもうからないとかいいますよりも、むしろ今後のソフトウェアというものの振興をはかるためには、まずその基礎のところから手がなければならない、そこを重点に考へていかなければならないという趣旨で、この事業協会の業務につきましても規定をいたしておるわけでございます。もちろん先生のおっしゃる通りに、私どもとしては、将来におきましてできるだけ早い機会に、ナショナルプロジェクトのようなものが政府全体として設定をされ、それに基づきましていろんなそれに必要なソフトウェアというものが大量に必要とされると思ひますので、そういったものが民間に委託をされ、それによつて民間のソフトウェア技術力と申しますか、エンジニアリングと申しますか、そういったものが育成強化されていくということはもとより望ましいことでありまして、そういった点についても、先ほど来御答弁申し上げておるように、私どもとして引き続き鋭意検討努力をしてみたい、こう思ひ次第でございます。

○松浦(利)委員 政務次官にお尋ねをしますが、アメリカにおいてもジョンソン大統領が一九六五年PPBS計画というものを発表されて、これは国防長官のマクナマラ計画といわれておるのですね。国防費のむだな予算を省くために、国家自体が一つの大きなユーザーになつてソフトウェアの開発を促したという経験があるわけなんです。そういうものについて政府自体はどのように考へておるのか、これが一つです。

それからも一つは、産構審の答申の中に、「中央官庁におけるコンピュータの導入状況と適用業務一覧」というのがあつた。これは行政管理庁のほうからも、政府に対してきびしくむだの問題について指摘がされておるのですけれども、たとえば同じ統計を扱うにしても、これ自体がコンピュータシステムをつくらなければ流用がきかない。このように情報化の時代を迎え、民間を強化をしてソフトウェアを開発するという政府自体が、政府の内部において導入してあるコンピュータの扱い一つとつてみてもまとまつておらない、こういう状況なんです。こういう点については政務次官はどう思われますか。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃるとおりで、PPBSについては現在大蔵省で鋭意研究中でございます。また各省間にございましてコンピュータが、実際の運用が十分にいていないことも事実でございます。これは私の意見になりますけれども、これはぜひ統合して一つのコンピュータのセンターのようなものをつくつて、官庁内でそれを整理し、またそれが各省間で使えるような形でなければ非常に効果的な使い方はできないであらう。まあ、ある省においてはコンピュータを購入したけれどもほとんど使っていない、ほこりにまみれておるというふうなうわさも出てくるくらいでございます。これはたいへん残念なこと、今後そういうPPBSあるいは各省間のコンピュータの使用についてはひとつとつと研究して、これによつて国民の生活が潤うような、将来そういう行政の簡素化という問題とつながる

て大いに利用されなければいけないと私、考えております。

○松浦(利)委員 政務次官、いま言われたことは、将来の展望として理解をいたします。しかし問題は、ソフトウェアの標準化もできておらない。コンピュータシステムというもののまだ開発されておらない。このように、民間に主導させたら、コンピュータの開発がばらばらの形で進むのです。ですから、私がいまここで強調したいのは、いま必要なのはナショナルプロジェクトの開発を中心にして、乱立するソフトウェアの企業をただ育成助長するというだけではなくて、ほんとうに必要なのは、一元的に国の機能をあげて、こういう情報化時代を迎えて対処する、国が主導する、こういう姿がなせ出てこないのか。しかも産構審の答申というのはそのことを具体的に提起してあるのです。そういう問題をこちらに置いて、ただソフトウェアの業者を——アメリカでもソフトウェアの業界というのは非常に零細企業が多いのです。アメリカですら、ソフトウェアは専門化して零細企業なんです。そういうところだけに資金を入れて援助をしていくということだけでは問題は解決しないのじゃないか。そういう大きな国家計画というものが浮かび上がつてきて、その中で民間の業界を指導する、あるいは援助をするという形が出てくるのがほんとうなんです。ところがそういう国家的なものがなくて、ぽつとこういうものが出てくる。それがやはり情報化時代を迎えて、むしろ産構審の答申とほど遠い内容のものを一時しのぎに出したにすぎない法案だといふ気がしてならないのです。そういう問題について、国自体が主導してやる方法、そういうものを具体的に今日議論しておるのですか。その点どうです。

○小宮山政府委員 産構審の答申の中に、ナショナルプロジェクトとしてやれということがございます。確かにナショナルプロジェクトでやる部門が非常に多いと思ひますし、現在の日本の経済を見ておりましたも、ソフトウェアの開発という問

題は非常に重要なことでございます。政府もぜひ早く各省間との話し合いによって基本法を策定して、ナショナルプロジェクトを大いに推進するよう今後ともつとめなければいけないことも事実でございます。そういう手だてを今後とも努力してやっつけようという考え方でございます。

○松浦(利)委員 いま政務次官が基本法ということをおっしゃるのですが、おそらく情報化基本法というのだと思うのです。いま次官が言われたとおり、今日、国にとって一番の問題は基本法がないということなんです。自分たちがかつてにはばらばらにやっておる。しかも各省庁もばらばらだ。横断的な連絡機能というものが法制化されておらない、こういう状態なんです。しかもアメリカのコンピュータあるいはソフトとのギャップというものがどんどん開くばかりという状況になれば、いま言われた基本法というものを早急に制定しなければならぬと思うのです。いづごろその基本法はでき上がると思っておられるのですか。いづごろ提案されるのですか。

○小宮山政府委員 いづごろと言われますと困りますけれども、これは各省間にまたがる仕事もございまして、また各業界あるいは国民生活にも非常に関係ある問題でございますから、早急にこれをまとめたいと考えております。

○松浦(利)委員 文部省の学術局長にお尋ねをしておきたいのですが、実は教育学術新聞の四月八日に出ておたのですけれども、この産産審の答申を受けて、一般教育あるいは産業教育、こういった面で情報化処理教育に関する会議というものが今日文部省に設置をされておる。しかも、早急に中間答申あるいは最終答申をする段階にきておるといふうちに、この新聞に書いてあるわけですから、これは事実でございますか。

○村山(松)政府委員 文部省といたしましては、この情報処理の問題がこれからの大きな教育、研究上の課題になると考えまして、実は産業構造審議会の答申がございまして以前からも、学識経験者の協力を求めましてこの問題を御検討願って

おたわけてあります。審議会の答申などもございまして、大学レベルの問題といたしましては、主として大学の学識経験者の協力を求め、情報処理教育のための会議を持ちまして、そこから中間的な御報告は昨年の七月三十日にいたしておりました。それから高等学校以下、と申しまして主として高等学校でありまして、これにつきましましては、理科教育及び産業教育審議会という法律に基づく審議会がございまして、ここで御検討願ひまして、そこからも中間的な建議を昨年の暮れにいたしておりました。

○松浦(利)委員 村山局長にさらにお尋ねをしておきたいのですけれども、いままたたは電算機学校というものがたくさんあるわけなんです。学校の法人の学校もあれば、そうでない学校もあるわけなんです。現実問題として、こうした電算機学校の教育内容を見てまいりますと、教育のパターンと方法にたいへん欠陥があるわけですね。たとえばカリキュラムの充実といった問題についても、何ら検討されずに電算機学校でかかって気ままに教育が行なわれておるといふ事実があるわけですが、こうした問題については文部省としてはどのようにお考えになっておられますか。

○村山(松)政府委員 文部省では、学校教育法一条による学校の場合に、各種学校のことも所管といたしましては、自然な社会的需要に對して、学校教育に類する形で実際のな教育を行なうというものがたてまえになつておりました。所管も都道府県認可という形で教育が行なわれております。基準といたしましては、きわめて簡単な、一年以上、たとえば六百八十時間以上、一クラス四十人以上の修業者を集めて行なう教育が各種学校だといふ程度の規制しかございせんので、その教育内容も

文部省が立ち入って指導するというようなことは実際問題としていたしておりません。こういう各種学校に対する対処のしかたについては御批判もございまして、各種学校の中でも、社会的に有用な教育を行なうものにつきましましては、もつと基準を高めて助成もし指導もすべきではないかという御意見がございまして。

○委員長退席、武藤委員長代理着席
そういう御意見に基づきまして、過去において何度か学校教育法改正の試みをいたしましたけれども、諸般の状況から、国会に提案いたしましたもまだ成立するに至っておりませんので、各種学校に対する態度といたしましては、いまのようなことで、所管ではございまして、特段の規制、助成などを行なうておらないというのが実情でございます。

○松浦(利)委員 この産産審の答申の二十九ページ、この中には「専門技術者の育成、確保」という答申が出されておるのです。その中には、四十七年三月までに、システムエンジニアが四万五千名、プログラマーは五万四千二百名、合わせて約十万近きの要員が必要であるという答申がなされておるわけですね。ところが、いま学術局長がお話しになったように、この要員を確保していくための文部省の指導体制というものが、いま言われたような形でまだ不十分なところが出てきておる。こういう状況なんです。ソフトウェア部門だけが育成強化されていっても、利用する要員が確保されていなければ、幾ら開発されたためになんてから、そういう面が非常にアンバランスに進行してきておる。

○井出國務大臣 電電公社は、御承知のようにオンラインサービスとでも申しますか、電話回線と

コンピュータをつなぐという役割りを演じておるわけでございますが、現在、試行的にそういうサービスを始めておるのはたぶん御案内と思ひますけれども、いまおっしゃるソフトウェアの関係も、これまた無関係と言えませんが、そういう意味では十分研究しつつあるもの、こう考えております。

○松浦(利)委員 郵政大臣にお尋ねをいたしますが、この法律による民間によって開発されるソフトウェア、今日電電公社が行なおうとするソフトウェア、これが同じ開発でありながら競合するといふことがあり得ると思ひますが、その点どうでしょう。

○井出國務大臣 こういう過渡期でございますから、あるいはそういう懸念なしと思ひますけれども、エネルギーをロスしてもつたらぬこととてございまして、できるだけそういう競合を避けるようにすべきが至当である、こう考えております。

○松浦(利)委員 大臣がいま、競合を避けるようにすべきである、こういうふうに言われたことはたいへん賛成でございますが、そのための方法としては、この産産審の答申を受けて、文部省は文部省、通産省は通産省、郵政省は郵政省、各省がかつてにばらばらで、ソフトウェアの開発なり、あるいはこれに對する行政というものを進めていったのでは、あとで国自体が非常に混乱をして、これを統合しコンバージョンシステムをつくるにしても、たいへんな混乱を生じてくるわけでありまして、先ほど通産政務次官が答へにならしたけれども、今日一番必要なのは、こうした混乱を国の主導的な方向に行政を統一する、そういう意味で基本法というものはどうしてもつくられなければならぬと思うのです。しかも急がなければならぬと思ひます。それで、通産大臣がおいでになつておられますから、郵政大臣も、当然電電公社主管の大臣として、この基本法を早急に制定しなければならぬといふことについては、どのようにお考えになりますか。

○井出国務大臣 私、途中の論議を、かけつけるのがおそくて伺い漏らしましたけれども、情報処理に関する行政が各省にまたがってあって、んならばらであるというの、現状、御指摘のとおりでございましょう。したがって、当面各省間の連絡を密にいたしまして施策を推進しなければならぬと思いますが、そのための連絡調整機関を政府の中に置く、こういうことは、私どものほうも賛成申し上げるわけでございします。したがって、基本法という問題は、早急におつしやるわけでありまして、私もその必要は感じておりまして、それを推進するには決してやぶさかではございません。

○松浦(利)委員 大臣、その基本法は、ほうっておきますと、先ほど言ったように、各省がばらばらで独断的に走る。しかも、こういう法律によって、民間も政府資金を入れることによってどんどんとソフトウェアの開発が進む、こういう状態では、いざ今度は基本法をつくって国が主導しようとするときには、なかなか困難なんですよ。その急がなければならぬ基本法を、それではいつごろ国会に提出されるようになりますか。その点をお尋ねいたします。

○井出国務大臣 まだそういう問題について結論を得ておるといわけではございませんが、いつという時点を示せとおつしやいますと、私が独断でお答えをするというわけにもいきかねますけれども、まさにそういう機運が生じており、今回のこの情報処理事業協会でございまして、こういうものが生まれるというの、必然性があるわけでございまして、そういう諸般の情勢にかんがみまして、とりあえず、政府間においていまおつしやるような問題を協議をいたしてまいりたい、かように思っています。

○松浦(利)委員 大切な問題ですから、たいへんくどいようにして質問が失礼になるかもしれませんが、こういう民間を助成するための法律、学校教育を促進するための教育法の改正、あるいは電電公社のオンラインシステムに対する問題、あ

るいは大型プロジェクト開発のための国として行なう事業——いま百億の金をかけて大型プロジェクトの開発をしておられるようにすけれども、そういうものが一つの基本法という大きな国の主導的な中から出てくる、これがそうであれば私たちは十分理解ができるんです。ところがそうじゃなくて、下のほうからこういうようなのがどんどん出てきて、あとから基本法ができる、こういう考え方がどうも理解できないのです。しかも、非常にアメリカと日本とのギャップが大きいから、早くしなければならぬ、早くしなければならぬというところで、私には非常に問題があると思うのです。ですから、努力目標になりますけれども、来国会に基本法というものが提出できるくらいに、今日政府各省間の話し合いというものは煮詰まっておるのですか。それとも、できないほど、まだまだ先に延びるほど各省間の考え方というものは、この産権審の答申を受けて煮詰まっておらないのでしょうか、その点はどうでしょう。

○井出国務大臣 こういう新しい分野の仕事でございしますから、事実が先行するということは私にはあり得ると思うのでございします。それが既成事実ができてしまつと、あとこれを総合調整する上に非常に困難があるだろう、こういう点を松浦さんはたぶん御指摘に相なつておるかと思いますが、いづれにせよ、ここで、それじや来国会これを取りまとめて提出をいたしますというのには、私の受け持つ分野が限定されておるのですから、もう少しこの問題は煮詰めた上で御回答を申し上げるべきであらう、こう思っています。

○松浦(利)委員 これは、この法案を審議するには、たいへん重要な根本的な問題だと私は思うのです。それで、およそいつごろでございするか、本委員会に、各省の意見をまとめていつごろか、およそのめどを出していただきたいと思うのです。いつごろになるのか、その点はどうでしょう。

○井出国務大臣 通産大臣がここにいらつしやれば私も都合がいいのですけれども、きょうは——

いま政務次官とも耳打ちをいたしましたのであります。が、なるべく早くということ、きょうのところは、私からそれを明示するというのはひとつ御猶予願いたいと思います。

○松浦(利)委員 それじや大臣、希望として申し上げておきますが、本国会が終了するまでに——私は出張質問者ですから私はおられないかもしれませんが、いつごろを目安として基本法を出せるかという点については、ひとつ今国会中に各省大臣の意見をまとめて発表していただきたいと思うのですが、その点はどうでしょう。

○井出国務大臣 それでは、ひとつ政府部内で意見の取りまとめをいたしまして、御希望のようにいたしたいと思ひます。

○松浦(利)委員 政務次官にお尋ねをいたしますが、新経済社会発展計画、これは昭和四十五年四月九日、経済審議会から出された内容のものであります。この「情報化の促進」という中に、「情報行政の横断的調整をはかりつつ情報化へ向かつて民間を誘導するとともに、さらにすべての行政運営の面において自らのシステムを推進しなければならぬ。」というふうに書いてあるのです。そういう点からいけば、いま郵政大臣がお答えになりましたように、通産省がこういう法律を出すとかなんとかということではなくて、少なくともこの発展計画の内容を見るならば、いま大臣が答弁なさつたように、横断的というのですから、国の一つの機関としてそういうものをあつくりになって、基本法を制定する、あるいは情報化社会に対処するというようなお考えについてはどうでしょう。

○小宮山政府委員 先生のおつしやるとおりで、今度の協会等に関する法律は、ソフトウェア開発に対して非常に緊急かつ必要な問題でございします。そういうことで法律をいま提案してあるわけでございますけれども、これは基本法ができましたら、やはりその中で再検討するの必要があると思ひます。

○松浦(利)委員 私はここに予算委員会第五分科会の会議録を持ってきております。これは堀分科員が郵政大臣に対して質問をいたしました情報化に対する三原則、こういう問題があるわけですが、これは全部読み上げる必要もないと思うのですけれども、平和的利用に向かつて、しかも国民生活に役立てる、これが一つ。それからもう一つは民主的な運営をはかる。もう一つは基本的な人権を守る。この三つの問題について大臣は明確に、三原則については私も——ことは違ひますけれども、そのとおりだ、正しいことだ、こういうふうに言っておられるわけでありまして、そういうふうに、政府の考え方が、大臣が答弁なさつた三原則というもののについて、間違ひない、そのとおりだというふうに本委員会でもお答えできま

○井出国務大臣 これは、三原則といひますと何か非常に金科玉条みたいに聞えますが、原子力なんかに関してもそういうプリンシプルができておるようございまして、たまたま堀委員がそういう御提案をなさつたわけでございします。したがって、私は異論はありませんが、こういうお答えをしたように記憶をしますのでございしますが、おあげになった三つの項目は、これは常識的に見ましても妥当な線ではなからうか、かように考えておるわけでございまして、通産大臣いらつしやれば非常にいいのですが、まあこれに対してはさほど御異論はあらない、こう思ひます。

○松浦(利)委員 さらに、基本法ができるまでに——実は産権審の答申を見まして、各国の情報化システムに対するそれぞれの委員会等の設置の図面があるわけですね。この中に、西ドイツ等では情報処理諮問委員会、こういうものが現実には国の機関として存在しておるわけでありまして、そういう情報政策処理委員会、こういうものを政府の直轄としておつくりになる、こういうふうなお考えはございしますか。大臣どうでしょう。

○小宮山政府委員 ドイツの場合と違ひまして、日本では、原子力委員会あるいは宇宙開発委員会

のような形の情報処理委員会というようものが
必要かという御質問でございますけれども、私は
そういうものを必要とするかということになりま
す、いま直ちに必要としないというふうに感じ
ております。

○松浦(利)委員 必要ないと、こう言われたわけ
ですか。末尾はつきりしなかったのですが、必
要ないと、こう言われたのですか。

○小宮山政府委員 そうです。当面は必要がない
だろう。将来も検討しまして必要性を認める
ならば、それは必要となるかもしれないけれど
も、現時点では考えておりません。

○松浦(利)委員 先ほど、現在各省間に連絡を
もってやっておられる、こういうふうに答弁が
あったわけですが、それはどういう関係の
ものですか。

○赤澤政府委員 とりあえずいま、行政管理庁を
中心として七省庁連絡会議を開いておりま
す。こういったことから、情報処理の行政ベ
ースにおけるいろいろな問題、さらには情報化に即
しますいろいろな施策についての連絡等、これで行
なっております。そのほかソフトウェアの技術に
つきましては、私どもの工業技術院が中心にな
りまして、これは関係の二十七の省庁あるいは研究
機関等が集まりまして、電子計算機の利用技術の
研究委員会というものを持っております。ここ
でもって関係省庁あるいは研究機関等の意見を連
絡をとりながら進めておる次第でございます。

○松浦(利)委員 大臣にお尋ねをいたしますが、
いま言ったようなことが必要だから現在行なわれ
ておると思うのですが、それを、先ほど申し上げ
たように、法制化して、基本法ができるまでの間
対処をする、あるいははもつと強力なものにする、
こういうふうなお考え方はありませんか。

○井出國務大臣 この国会は、御案内のようにも
うあと会期も余すところわずかになりまして、新
しい法的な基礎を与えるというふうなところまで
はなかなかいきかねるだろうと思っております。しか
し、当面急を要する問題であります以上は、これ

は私の私見でけれども、たとえば物価問題に対
して関係懇談会もございまして、これは、情
報産業に關係の關係協議会みたいな、こういうも
のでも設置をいたしまして御要望にこたえたなら
ばいかがか、こう思っております。

○松浦(利)委員 約束の三時半がまいりましたの
で、これ以上いろいろと質問ができませんが、あ
と発言者がありますから交代をするつもりですけ
れども、今回の出されたこの情報処理振興事業協
会というのは、私は皮肉にとらるなら、この産業構
造審議会の答申の中の通産省に都合のいいところ
だけ出した、あとの各省のことについてはあまり
関係がない、こういうふうにも各省間のなわ
張り争いみたいな感じがしてならないのです。未
来の先取りを各省でやって、通産省がこれをわれ
のところだと取った。御承知のようにソフトウエ
アというのは、必ずしも通産省の所管事項という
こともはつきりしないと思うのです。御承知のよ
うに、文部省の機関であります情報処理教育に關
する会議の答申の内容を見ましても、情報化に対
する学科というものは、何学科、何学科
というワケを取つて、一般的な学問として幅
広く行なうべきだというふうになっておるの
です。いままでの学問体系の中に入らないといっ
ておるのです。それと同じようなソフトウェアとい
うものについては、必ずしも私は通産省の所管事
項ではないと思うのです。ハードということにな
ればこれは別です。そういう点についても、きわ
めてまだ私は政府内部が固まっておらないのじや
ないかと思うのです。通産省は、おれのところ
だ、こう思っておられるけれども、だからそうい
う点では、先ほど郵政大臣あるいは政務次官が前
向きに御答弁になりましたように、早急に基本法
をつくって提出していただく。そして、各省間で
ばらばらになつておる今日の行政を一本化するた
めに、関係懇談会というものを早急につくつてそ
ういうふうな対処をしていただく。そして、そ
ういふ中から、民間主導型というのじゃなくして、や
はり産官連携ありあるいは新経済社会発展計画の中

に指摘しておりますように、ナショナルプロジェクト
の開發によつて国が主導して、経済発展と国
民生活福祉のために主導的な役割を果たす、こ
ういう形態がとれない限り、いかにこういう形
でソフトウェアの開發をしてみても、アメリカと
のギャップというのはなかなか埋まらないのじや
ないかと思ひます。そういう点ではぜひ前向き
に、各省間のなわ張り争いじゃなくて、政府が一
体となつて、情報化という重要な、極端にいうと
国民の生活が変わるような、そういう事態に即
応する対策を早急に講じていただきたいと思ひま
す。

最後にただ一つ通産大臣にお伺いをいたします
が、コンピュータの自由化ですね、これはいつご
ろなさるつもりですか。

○小宮山政府委員 コンピュータの自由化につ
いては、国内産業その他の関係がありますので、い
まのところ考えておりません。

○松浦(利)委員 日米間のギャップが相当開いて
おりますね。これが埋まらない限り自由化をしな
い。西ドイツあるいはフランスのように、IBM
が上陸して国内の情報産業が乱れるというこ
とのないようには、ギャップが埋まるまではコン
ピュータの自由化はしない、こういうふうにご了解
してよろしくございしますか。

○小宮山政府委員 私、そのように解釈いたして
おりますけれども、これはあとの部分は私の意見
でございますけれども、日本にハードウェアの会
社六社ございしますね。これはやはり統合しても
と強力なものにしたいかざるを得ないであろう、
そういうふうな形をとつたほうが日本の電子計算
機メーカーがもつと育成できるのではないかと
いうふうな感じも持っておりますけれども、特許
のおっしゃるとおり、日米間のギャップが埋まる
までは自由化するべきでないと考えております。

○松浦(利)委員 それでは、いまの政務次官の最
後の御答弁をいただいたので、私の質問を終わら
せていただきます。建設委員会から出張してたい
へん失礼なことを申し上げましたが、お許しをい

ただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○武藤委員長代理 中谷君。

○中谷委員 コンピュータの利用についての三
原則、その中に平和的な利用ということが強く主
張されているわけですが、そういうことだとする
と、防衛庁におけるコンピュータの利用という
こととどういう関係になってくるんだろうか。い
わゆる軍事目的に利用しないというようなことと
の関係については、防衛庁の関係者の方におい
でいただいて質問をするつもりであります。た
だ、きょうは何か都合が悪くておいでにならない
ようで、政府次官にお尋ねするつもりはないの
です。これは日をあらためて——私の質問の重点は
そこでございしますので、きょうは資料要求をさし
ていただきたいと思います。問題の私の関心点
を若干明確にしておきますために、資料要求をさ
していただく前に一点だけ質問をさせていただきます
たいと思ひます。

法案の第二条の二項には、プログラムについて
の定義がございしますね。そこで、そういう定義は
詳細に記載されているわけですが、先ほど
重工業局長から、プログラムは現行特許法の特許
権の対象とはならないという御答弁がございまし
た。ならないというのはいかなる理由からならな
いのでしょうか。まずその点からお答えをいただ
きたいと思ひます。なるといふ説はどういう説で
すか。

○赤澤政府委員 プログラムが特許権の対象とな
るかどうかが点でございますが、いわゆる特
許法上の問題点から申しますと、これが「自然法
則を利用した技術的思想」であるかどうか、こ
ういった点に非常に疑問があるわけでございます。
さらに特許の問題で申しますと、特許の場合に
は、特許権が成立いたしますと公開が原則とい
うことになるわけでございますが、プログラムと
申しますのは、これを使ひました結果というもの
がいわば目に見えるといひますか、そういう製
品ということになってまいりません。そういう

ことから、いわば盗用されてもそれをなかなか探知することができない、こういったようなこともあろうかと思ひます。

また実際問題として、プログラムの審査をするといったような場合、こういったような資料を整備する必要があるか、こういったことにつきましても、現在では全く資料的なものの蓄積というものがまだございません。こういったことで、特許法上これを一体特許権の対象と考へていいかどうか、こういった点につきましてもは法制上の問題、また実際の取り扱い上の問題等があるのではないかと。こういったことで、私どもとしては、まだこの点は十分詰めて議論をしていかなければならない問題ではないか、かように考へておるわけでございます。

○中谷委員 問題点を三つおあげになりましたね。「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」を「発明」ということは、特許法第二条の第一項に規定されておるとおりでございます。ただ、保護ができないんだということ、保護の困難性ということであつて、特許権の対象にならないという理由ではないわけですね。そうでございます。

いま一点の、公示・公開の原則との関係における問題点というのは、これも必ずしも特許法上の特許権を取得できない理由にはならないと思ひます。だとすると、問題になるのは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」という、プログラムがそのようなものではないのだということなのかどうかという点についての御答弁が、さらに詳しくされなければならぬのです。

ただ、先ほどの局長の御答弁の中には、現行特許法上の特許の対象になり得ないというのが多数説であるというおことはございましたね。だから、少数説があるわけですね。少数説はどういう論理展開をいたしておりますか。

○赤澤政府委員 少数説と申しますか、そういう表現を使つたのは若干あいまいでございます。

が、確かに特許法上の問題点の最大のポイントは「自然法則を利用した技術的思想の創作」、そういったものであると言へるかどうかがという点が最大の問題でございます。この点につきましてもいろいろ議論がございます。

それからもう一つ、これは正確なお答えになるかどうかわかりませんが、私が多数、少数というようなことを申しましたのは、ハードウェアに密着したと申しますか、要するにハードウェアを動かすために必要なプログラムもあるわけでございます。そういったものはハードと一体的なものでございまして、いま申し上げたような「技術的思想の創作」という中に入れたくないのではないかと。こういった議論も一部にあるわけでありまして。こういったことで、全部のプログラムというものがどうかという議論のほかに、ハードと密着した一部のものは、あるいはこういったもので読み込めないかというような意見も、実は省内でいろいろ議論しております。出てきておるといふことを申し上げたわけでございます。

○中谷委員 少数説じや多数説じやないわけですね。プログラムの中には、特許権を取得し得るプログラムもあり得る。例は少ないだろうけれども、そういうものもあり得る。そうすると、どうも重工業局長、歯切れがあまりよくないと思ひますが、何だつたら私のほうも質問を少し整理しまして次回にしてみたいのですけれども、もう少し説明をしていただきたいと思います。

発明の定義は、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいうわけですね。プログラムの規定のどこに合致しないわけですか。一般的にどこが欠落をするわけですか。

○赤澤政府委員 法律上のたいへん詳細な議論でございますので、しろうとの私が専門家の中谷先生に御答弁する、なかなか御満足がいただけるかと思ひますが、私も省内でいろいろこういった問題を議論しております。私に承知いたしております限りでは、「自然法則を利用した」といふところが、このプログラムというところにな

りますと、そういうことになるかどうか、こういった点が議論の焦点であつたように思ひます。

○中谷委員 自然法則を利用してないとする、プログラムは何を利用してないとするのか。実はこちらには種本があるのです。ですからこの点は何となくつこうです。問題点は私にわかつておりますから。ただ、少数説、多数説と言われたいので聞きたわけですね。

そうすると、もう一度お尋ねをいたしますけれども、先ほど局長が御答弁になったのはこういうことですね。たとえば「特許管理」という雑誌のレポートにはこう書いてあります。「一般論として、新しい課題を発見し、それを自然法則利用の月並な手段で解いた場合でも発明の成立はありうる。このような観点に立つと或る種のプログラムは一般論として発明の対象となり得ると言える。」これは理屈といひますが、そういうプログラムも発明の対象となり得る、自然法則を利用した場合があり得るといふことですが、「計算機の応用について、新しい課題（技術的であれ、商業的であれ）」を見出し、公知の汎用計算機をプログラムすることによりその課題を解くことができる場合」云々とあります。そういうような場合は、要するにハードと密着をした場合というふうな場合は、局長のほうから、そういう場合にはプログラムは特許権の対象になり得るかもしれない。ということ、なり得るとおっしゃるのです。か、なり得るかもしれないとおっしゃるのでしようか。

○赤澤政府委員 多数説、少数説と申し上げたのは、ちよつと私のことばの誤りであつたと思ひます。要するに、ソフトウェアの中でもプログラムの中でも、先ほど申し上げましたような、ハードに密着をして、何と申しますか、ハードと一体的なものというようなプログラムは特許権の対象になるのではないかと。議論が私どもの内部にある、こういうことを申し上げたわけでございます。

○中谷委員 そうすると、プログラムとは何か、プログラムの法的性格は何かというものを論議をする前提としては、特許権を取得し得るプログラムと、特許権の対象にならない、すなわち特許権を取得し得ないプログラムと分けて考へるということになる。そうすると、特許権を取得し得るプログラムというものがかりにあるとすれば、特許権を取得し得るプログラムの法的性格は、特許権取得の以前においてはどのようなものなんでしょうか。特許権を取得し得るプログラムの、特許権を取得しない状態におけるプログラムは、法的な性格としてはどんな内容を持つのでしょうかという質問です。特許庁を呼んだらよかつたですね。

○赤澤政府委員 非常に専門的な御質問でございますので、ちよつとお答えがしにくいわけでございますが、私が申し上げておるのはいま、特許権の対象になり得るかもしれない、なり得るのではないかという説があるということであつて、なり得るというふうに省内で確定しておるわけではございません。

○中谷委員 ここで局長と押し合ひをするつもりはさらさらないのです。なり得るかもしれないのだから、なるものとならないものとを分けて議論をしていくのが論理的だと思ひます。ですから、特許権を取得し得るプログラムありとするならば、特許権を取得し得るけれども取得してないプログラムというものは、一般的に、特許法上の特許取得前のもの、そういうものとして理解すればいいわけですね。私のほうから答弁をしておきます。そうなるのです。私に承知いたしますと、特許権の対象にならない、特許権を取得し得ないプログラムというものがあつて、これは法的なものとしては一体どの法によつて保護されているのでしょうか。たとえば著作権法だといふ説もあるし、不正競争防止法だといふ説もあるし、それとも一体何なのか。いろいろの説があるようです。プログラムとは一体的には何か、この点はいかがでございますでしょうか。

○赤澤政府委員 ただいま著作権という問題が出ましたが、どうも著作権の対象、著作権法上の著

作権の対象にならないというふうに考えられてあります。一般的に技術の問題ではよくノーハウということがあるわけですが、プログラムと申しますのは、私ども一種のノーハウと申しますか、ノーハウの一種と申しますか、そういうものではあるかと思ひます。したがって、このものずばりを保護すると申しますか、そのものを何らかの法的な意味で保護するというような法体系はいまのところないと考えてよいのではないかと申します。

○中谷委員 プログラムとノーハウとを世間ではよく比較をして論じているわけですが、技術上の秘訣というふうな一般的な理解のしかたをわれわれはするわけですね。そしてむしろノーハウというものの中には、特許の対象となり得るノーハウが非常に多い。そうすると、プログラムはイコール技術上の秘訣としてノーハウと重なってくる。技術上の秘訣という点ではノーハウと合致をする部分がある。ただし、法的な性格としてはノーハウとプログラムとは同じものとして理解していいのかわりか。どうもそのあたりになつてくると、省内でよく御議論になつたのかわりか。私も、この法案に取り組んだ最初は、ノーハウというものとプログラムというものを何か同列に置いて理解しようとしたのですが、そういうふうな理解のしかたがはたして正しいのかわりか。プログラムはノーハウである場合はあるだろうか。プログラムとプログラムというものの法的な性格を理解するときに、ノーハウというものを持ち出してきていいのかわりか、どうもそのあたりがはつきりしないのです。要するにどうなんですか。私の質問もはなはだ不整理ですが、局長の御答弁をお願いをいたしたい。

○赤澤政府委員 ノーハウという概念も、いまお話しのように、技術上の秘訣と申しますか、非常に広い概念だと思ひます。それは、紙に書かれたもの、あるいは口伝にあるもの、あるいは現場でそれを習得しなければ習得できないようなもの、いろいろなものがありまして、非常に広い概念だと思ひます。ただ、ノーハウとプログラムが比較的似ている点と申しますか、類似点と申せば、いずれも財産的価値を持つている無形のものというように感じて申しますと、非常に似た点もあるように思ひます。ただ、私どもプログラムというものを申しますときには、電子計算機というものがまずあって、その電子計算機を利用する、その利用の方法について考えられるある種のノーハウ、これをいろいろな種類の方式、記号でもって組み合わせたものというふうな感じでプログラムというものを考えておるわけでございます。その点、ノーハウそのものではない。そのものといひますか、いわゆるノーハウといひては、そのものと全く同一だとは思ひませんが、先ほど申し上げたように、ある一種のノーハウという考え方、まあそういうふうなものだろうというふうには私共は考えております。

○中谷委員 違ふのです。違ひます。ノーハウ的な側面をプログラムは持つてゐるわけですよ。それで、プログラムが技術上の秘訣である場合は、プログラムはイコール、ノーハウであり得るわけなんです。だから、そのプログラムのノーハウ的なものという側面を推し進めていけば、プログラムにおけるノーハウの問題点というのが出てくるわけですね。だから、プログラムとノーハウというのは、私は別個の系列に置かれるべき概念とか概念だと思ひます。どうも私共はつきりしません。

そこで、どうでしょう。先ほど局長は、プログラムというのは財産的価値がある無形の物なんだとおっしゃいましたね。そうすると、これは一体権利なんでしょうか、何なんですか。無体財産権なんですか、それともプログラムというのは法律的には財産的価値がある何なんですか。無形の物というのは法律的には一体何なんですか。

○赤澤政府委員 いまお話しのように、プログラムというものは、ノーハウ的な側面というか、性格

を持つたものというところでございますから、要するに物でないということでは確かでありまして。そこで物でなければ何だということになるわけでありまして。ただ現在のところ、このプログラムにつきましても、特別の法律をもつてこれに関する権利が確立されてないというところでございまして、実体的には財産的価値を持つておるというものでございまして、いわゆる無体財産権といふところまでは高められていないといふことはいいかどうかわかりませんが、そういう形では確立してない、そういうものだといふふうに私は思つております。

○中谷委員 思つておられるのはいいんですけれども、プログラムというものはノーハウについて有名な判例が最近出ましたね。東京高裁の昭和四十一年（ラ）三八一号、毛利野さんのお書きになつた判例ですね。そこでこの判例によりまして、「判例時報」四六四号の引用ですが、「ノーハウが法律上如何に理解されるべきかは兎もあれ、財産的価値の存することは明であり、しかも未だ法律的には権利とは認められないものであると云わざるを得ない」とあります。この判例が必ずしも定説なのかわりか。四十一年の高裁判例です。それから、こういうことはいいかどうか問題はあつて思ひます。

そこで、そういうふうなことでもう少しこの話を詰めてみます。第五条にプログラムの調査簿の規定がございましてけれども、「円滑な流通を図る必要がある」と認められるプログラム」という記載があります。財産的価値のある無形の物の流通といふのは、結局、財産的価値のある無形のものが、流通といふのは無形のものが流通をする。要するに、あらためて、プログラムというものは無形のものなんでしょうか。それとも流通するといふ場合には、それは磁気テープ等におさめられたものとして理解すべきものなんでしょうか。どうなんでしょうか。この点いかがでございますか。

○赤澤政府委員 第五条で「円滑な流通」といふことは使つておりますが、私どもは、このプロ

グラムについては、先ほど申し上げましたように、理解をいたしております。先ほどお示しの四十一年の裁判所の判決も実は参考をいたしております。こういうふうな観点からいたしますと、いわゆる特別法によつて確定された権利ではないけれども、何といふことはいいかわかりませんが、財産的価値のある一種の権利、いわゆる法律上確定した権利ではないけれども一種の権利、こういったような感じでそういうものが流通をする。流通といふことは、平易に申せば、おそろく売買といふべきでありまして、他に使用される、あるいは対価を払つて他に使用される、こういったように理解をしておるわけでございます。

○中谷委員 一種の権利といふことでけっこうだといひます。その一種の権利といふのは、排他性のある権利なんですか。

○赤澤政府委員 私が一種の権利と申し上げたのは、やはりこれを持つてゐる保有者と、それを使用する権限を譲り受けられる保有者以外の者との間の契約があるわけでありまして、その契約上の権利でございまして、したがつて排他的な場合もありまして、またそうでない場合もあり得ると思ひます。それは契約内容によつてきまることだと思ひます。

○中谷委員 違ふんですよ。局長、それは間違つてゐます。契約によつて生ずるのは債権債務関係でございまして、私がいま詰めてゐるのは、債権債務の対象となるプログラムが一種の権利——毛利野判決を否定し、さらに飛躍された赤澤判決みたいな赤澤見解をおっしゃるから私は言つたんです。ですから、契約によつて生ずる利用権があつた二十八条で出てまいります。利用する権利、これは契約による債権債務関係です。その基本になりましたプログラムといふのは一種の権利だとおっしゃつていましたね。だとすると、一種の権利とは何権なのか。どんな権利に近い一種の権利か。毛利野判決を克服されて弁証法的に発展をされた御答弁がありましたので、そ

の程度で質問を留保したいと思っています。

○八田委員長 参考人出席要求の件についておはかりいたします。

情報処理振興事業協会等に関する法律案について、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、参考人の人選及び出席の日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明後十七日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

通信回線の利用の問題については、データ通信回線の利用に関する法令と利用料金体系の主要国における実態。それと、公衆電気通信法に基づく回線利用に関する各界の意見と、それに対する通産省見解の事実経過。そういうような点についての資料をひとつお願いしたいと思っています。あと、質問に必要な資料等については、そのつと要求いたします。

〔武藤委員長代理退席、委員長着席〕

少し私のほうの質問の整理もできていませんが、あと権利関係と、それからプライバシーの問題、それらを中心に通産省にお尋ねをいたしますから、御準備をいただきたいと思っています。

○赤澤政府委員 ただいま御要求のありました資料は鋭意取りそろえますが、いろんな関係団体等にも問い合わせたりいたしますが、必ずしも完全な資料のない面もございますので、その点は御了承いただきたいと思っています。私どもとしては、できる限りのデータをそろえて、資料としてお手元に差し上げたいと思います。

○中谷委員 きょうは資料要求いたしましたして、こ

ういうふうに私はお聞きしたのです。
○赤澤政府委員 東京高裁の判例には、明らかに「未だ法律的には権利とは認められないものである」と云わざるを得ない。」と書いてある。これを否定したわけではありません。きわめて俗っぽいけれども、法律的には権利と認められていないものだが、ほかにいいことばがあれば何か使いたいと思つたが、いいことばがなかったので一種の権利のようなものではないかと申し上げたわけでありますが、厳密にいまのような御質問があれば、私の先ほどの答弁は取り消します。

○中谷委員 ですから、プログラムの問題としては、やはり利用に関する権利とか利用権の取得という問題は必ず法律問題として将来尾を引きます。そうして必ずこういう問題についての法律的な論争が出てきます。俗っぽく言つてもらつては困りますよ。ですから、そのあたりにつきまして、委員長にお許しをいただきまして、私ももう少し、これは将来必ず問題になる点ですから、整理をいたします。質問は全部で五つくらいありましたが、第一の質問が、このプログラムの権利についてというテーマで関心を持ちましたので、もう少し整理をしておいてください。将来やはり会議録を見て、プログラムというもののについての論争の一つの基礎になる場合だつてあり得ると思いますし、私のほうの質問も、次回には少し法律的に整理をした質問をするようにいたします。

あとはとりあえず次回に質問をやることにしまして、きょうは本法律案の審議を促進し深めるための資料を要求しますが、その一つは、情報産業政策に関してということで、各種の経済団体が情報産業に関して政府に対して行なつた各種の要望というのをお取り集めたいだいたいと思うのです。

それから、このあと申し上げる資料要求、これは非常に困難であるということであれば、保留をしておいていただいてもいいと思いますが、第二のテーマとしましては、わが国における大企業及び中小企業の業種別の電算機利用状況と問題点と

昭和四十五年四月二十五日印刷

昭和四十五年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局